労働者災害補償保険

はり・きゅう取扱い資料

改訂版 令和4年10月

目 次

1		労災保険においての手順 <u>2</u>		
2		労災保険のあらまし <u></u>		
3		はり師・きゅう師の施術	8	
4		支給対象	9	
5		施術期間	10	
6		施術の範囲と療養の費用の額	12	
7	. 受任者払制度			
8		請求手続き	13	
9		and the same of th		
1 0		[参考] 労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の		
		施術に係る保険給付の取扱いについて	15	
1 1	•	[参考] 労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の	10	
1 0		施術に係る施術料金の取扱いについて	18	
1 2	•	である。 一個名前のでは、 一個名前のでは、 一個名前のでは、 一個目のでは、 一個では、 一の	21	
1 3		[参考] 労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の		
		施術に係る診断書料の取扱いについて	25	
1 4		[参考] 労災はり・きゅう施術特別援護措置実施について		
1 5		[参考] 労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱	30	
1 6		解釈例等	32	
1 7	•	請求書等に係る押印等の見直しの留意点3		
1 8		施術料金等の取扱いについての一部改正	37	
各種	閺	月 係書類		
\bigcirc) ;	労災保険指名施術所指名申請書 <u></u>	39	
\bigcirc) -	指定・指名機関登録(変更)報告書	40	
\bigcirc) :	労災保険指名施術所指名通知書 <u></u>	41	
\bigcirc) :	労災施術料金算定基準	43	
\bigcirc) }	療養補償給付たる療養の費用請求書 (業務・通勤災害)		
\bigcirc)	はり・きゅう診断書	48	
\bigcirc		施術効果の評価表		
\bigcirc		施術録、症状経過表		
		意見書		
		労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書 <u></u>		
\circ		施術所変更申請書		
\circ		享生労働省 労災関係のホームページ掲載情報 <u></u>	63	

1. 労災保険においての手順

1. 労災保険を取り扱う前に

各都道府県鍼灸師会へ申し出てください。手続きのお手伝いをします。 労働基準局長による施術所の指名を受けていただきます。 申請から指名まで約1ヶ月要します。 (p24参照)

2. 労災保険を取り扱うための必要書類を揃えます

業務災害用はり・きゅう請求書、通勤災害用はり・きゅう請求書、医師による、はり・きゅう診断書、施術効果の評価表(2種類)、鍼灸師による、施術録、症状経過表等 (p45~62参照)

3. 請求手続きは、

医師の診断書が必要です。

(p12,p18~p20参照)

初療の日より定められた期間により医師による診断書、意見書、評価表、

鍼灸師による意見書、症状経過表等の提出が必要です。(p12、 $p18\sim p20$ 参照)はり・きゅうのみ、又は、はり・きゅうと一般医療併施の2通りがあります。

(p12、p18~p20参照)

労災施術料金算定基準について

(p44参照)

労災専用の用紙(業務災害・通勤災害等)で請求します。 (p45~p62参照)申請方法、窓口は各都道府県師会にお尋ねください

保険給付は受任者払い制度。つまり当該労働基準監督署から施術所の指定口座に 直接振り込まれます。 (p15、p16参照)

4. その他の留意事項

症状が固定した後に疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者については、特別援護措置が適用されます。この場合その施術所の指定を受けていなければなりません。 労災はり・きゅう施術特別援護措置実施について (p30~p35参照)

※労災適用を希望される患者が来院されてからの施術所指名は間に合いません。 事前に準備されることをお勧めします。 労働者が、業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とするとき、 療養補償給付(業務災害の場合)または療養 給付(通勤災害の場合)が支給されます。

療養(補償)給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」とがあります。

給付の内容

- ●「療養の給付」は、労災病院や指定医療機関・薬局等(以下「指定医療機関等」といいます)で、無料で治療や薬剤の支給等を受けられます(これを現物給付といいます)。
- ●「療養の費用の支給」は、近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

給付の対象となる療養の範囲や期間はどちらも同じです。

療養(補償)給付は、治療費、入院料、移送費など通常療養のために必要なものが含まれ、傷病が治ゆ(症状固定)するまで行われます。

※「治ゆ」とは

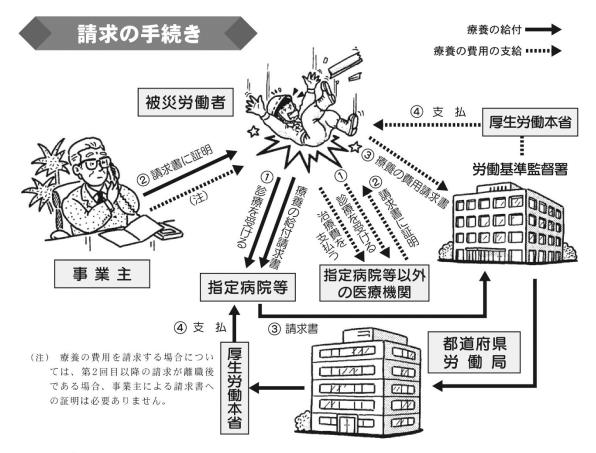
療養(補償)給付は、傷病が治ゆするまで行われますが、労災保険における「治ゆ」とは、 身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病 の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行ってもその医療効果が期待できな くなった状態(注2)(「症状固定」の状態)をいいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)として、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

なお、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎などの傷病に罹患した方に対しては「治ゆ」(症状固定)後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので予防その他の保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを行う「アフターケア」を実施しています。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災指定医療機関に提示することにより、無料で受けることができます。

- (注1)「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲(基本的には、健康保険に準拠しています)として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。
- (注2)「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。



●療養の給付を請求する場合

療養を受けている指定医療機関等を経由して、所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第5号)または「療養給付たる療養の給付請求書」(様式第16号の3)を提出してください。

●療養の費用を請求する場合

所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第7号)または「療養給付たる療養の費用請求書」(様式第16号の5)を提出してください。

なお、薬局から薬剤の支給を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(2)を、柔道整復師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(3)を、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ 指圧師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(4)を、訪問看護事業者から訪問看 護を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(5)を、提出してください。

●指定医療機関等を変更するとき

すでに指定医療機関等で療養の給付を受けている方が、帰郷などの理由で他の指定医療機関等に変更するときは、変更後の指定医療機関等を経由して所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号)または「療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第16号の4)を提出してください。

●提出に当たって必要な添付書類

請求書	添 付 書 類
様式第7号(第16の5)	看護・移送等に要した費用がある場合には、そ の費用についての明細書と看護・移送等をした者 の請求書または領収書
様式第7号 (第16の5)(4)	(1) マッサージの施術を受けた場合 初療の日及び初療の日から6か月を経過した日並びに6か月を経過した日以降3か月ごとの請求書に、医師の診断書を添付してください。 (2) はり・きゅうの施術を受けた場合 初療の日及び初療の日から6か月を経過した日の請求書に、医師の診断書を添付してください。 また、初療の日から9か月を経過する場合は、はり師又はきゅう師の意見書及び症状経過表、さらに医師の診断書、意見書を添付してください。

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

通院費について

通院費については、被災労働者の居住地または勤務先から、原則、片道2Km以上(注1)の通院であって、次の①から③のいずれかに該当する場合に支給対象となります。

- ① 同一市町村内の適切な医療機関(注2)へ通院したとき。
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき (同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しや すいとき等も含まれます)。
- ③ 同一市町村内にも隣接する市町村内にも適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき。
- (注1) 片道2Km未満であっても、通院費の支給対象となる場合があります。
- (注2) 適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

請求に関する時効

療養の給付については現物給付であることから、請求権の時効は問題とはなりませんが、療養の費用は、費用の支出が確定した日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

2. 労災保険のあらまし

1. 目的

労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公平な保護をするため必要な保険給付を行い、あわせて業務災害または通勤災害を被った労働者の社会復帰の促進、当該労働者および遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、労働者の福社の増進に寄与することを目的とした保険制度です。

2. 保険給付の対象

労災保険において、保険給付の対象となるものは、「業務災害」と「通勤災害」です。

(1)業務災害

業務災害とは、業務との間に相当因果関係が認められる災害で、要するに「業務遂行性(※1)」と「業務起因性(※2)」の2つの要件を具備し災害が発生したものが業務災害ということです。

※1業務遂行性:労働者が労働契約に従って事業主の支配下にある状態をいい、労働者が会社、事業者等で仕事をしているときとか、出張先での仕事やその場所への往復行為をいいます。

※2業務起因性:従事する業務に通常伴う危険が具体化したものなど負傷又は疾病と業務との間に相当な因果関係がある場合をいいます。

(2) 通勤災害

通勤災害とは、通勤により発生した災害をいい、この場合の通勤とは、次の要件を満たす往復行為であることが必要となります。

- ① 労災保険の適用は事業場に使用される労働者が業務につくため、または業務 を終了したことにより、労働者の住居と就業の場所との往復行為であること。
- ② 自宅等の住居と事業場等の就業の場所を始点、終点とするものであること。
- ③ 通勤の経路及び方法が、社会通念上合理的であると認められること。
- ④ 通勤経路からの迂回等、逸脱、中断がないこと。逸脱、中断があった場合には、その間およびその後の往復行為は通勤に含まれないこと。例えば通勤の途中で経路からはずれたり、友人と麻雀等を行った場合は、逸脱、中断となり保険給付ができなくなります。ただし、その逸脱、中断が日常生活上やむを得ない必要最小限の行為、すなわち、日用品の購入等である場合には、その間を除き通勤とされます。なお、業務の性質を有する通勤、例えば事業主の提供する専用の交通機関を利用しての通勤途上の災害は、通勤災害ではなく「業務災害」として扱われます。

3. 保険給付の種類および内容

保険給付の種類および内容は次のようなものです。

(1) 療養補償給付(療養給付)

業務災害は、療養補償給付といい、通勤災害は、療養給付といいます。これは、 労働者が業務上の傷病または通勤災害による傷病により、療養を必要とする場合 に行われ、この場合には現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療 養の費用の支給」の2種類あり、「療養の給付」が原則で「療養の費用の支給」は、 近くに労災保険の指定医療機関がない等のため、療養の給付が受けられないよう な場合に支給されます。

(2) 休業補償給付(休業給付)

業務災害は、休業補償給付といい通勤災害は、休業給付といいます。これは、 労働者が業務上の傷病または通勤災害による傷病により、療養のため働くことが できず、賃金の受けていない場合に支給されます。ただし、休業をした最初の日 から3日間については給付されないので、業務災害の場合のみこの3日間は事業 主が支給しなければならないことになっています。

(3) 障害補償給付(障害給付)

業務災害は、障害補償給付といい、通勤災害は、障害給付といいます。これは、 業務上の傷病又は通勤災害による傷病が治ったとき、身体に障害が残っている場合に支給されます。障害は最も程度の重い第1級から程度の軽い第14級までに 区別されており、第1級から第7級までは年金として支給され、第8級から第14級までは、一時金が支給されます。

(4) 遺族補償給付(遺族給付)

業務災害は、遺族補償給付といい、通勤災害は、遺族給付といいます。これは、 業務上の災害または通勤災害により死亡した場合にその遺族に支給されます。給 付は年金を原則とし、年金を受ける遺族が全くない場合は、一時金の受ける受給 資格者に対し一時金が支給されます。また年金の前払い一時金の制度もあります。

(5) 葬祭料(葬祭給付)

業務災害は、葬祭料といい、通勤災害は、葬祭給付といいます。これは、業務 上災害または通勤災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。

(6) 傷病補償年金(傷病年金)

業務災害は、傷病補償年金といい、通勤災害は、傷病年金といいます。これは 業務上の傷病、または通勤災害による傷病が療養を開始してから1年6ヶ月を経 過した時点で治癒せず、その症状が傷病等第1級(常時介護)第2級(随時介護) 第3級(常熊として労働不能)のいずれかに該当するときに年金が支給されます。

(7) 介護補償給付(介護給付)

業務災害は、介護補償給付といい、通勤災害は、介護給付といいます、これは、 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受ける権利を有し、当該年金の支給事 由となる障害又は傷病により常時又は随時介護を要する状態にある重度被災労 働者に対して、請求に基づいて介護(補償)給付を月単位で支給されます。 この他に「労働福祉事業」として「特別支給金」も支給されます。

3. はり師・きゅう師の施術

1. 沿革

労災保険における「はり・きゅう」の施術に係る保険給付についは、従来、健康保険における取扱いに準拠して取り扱ってきたところですが、一部の都道府県において、施術期間及び施術料金等の取扱いに斉一性を欠いているところが見られました。このため、施術料金については、地方の実情を考慮し、はり師・きゅう師及びマッサージ師連合団体である日本保険鍼灸マッサージ師連盟と申し合わせを行い、全国統一化を図ると同時に、被災労働者の負担を軽減させるため施術者に対し、国から直接料金を支払う受任者払の制度を取り入れることとし、昭和57年7月1日から実施することとなったところです。

一方、鍼灸マッサージ師団体や被災者団体等から強く要望されていた施術期間の延長及び一般医療と「はり・きゅう」の施術の併用については、はり・きゅうに対する施術効果の医学的評価に関する問題であることから、はり・きゅうについての造詣の深い専門家から意見を聴取し、その結果を踏まえ、労災医療の目的を十分に考慮して、次のように取り扱うこととしています。

4. 支給対象

1. 後遺症状に対するはり・きゅう

負傷又は疾病(以下「原疾患」という。)について、もはや医師(当該原疾患の治療に当たっていた主治医をいう。以下同じ。)による適当な治療手段のないもの、すなわち医療機関における治療の経過からみて今後治療効果が期待できないと判断されるものであって、その原疾患の後遺症状としての疼痛、シビレ及び麻痺等が残存する場合があります。

この場合において、医師が、はり・きゅうの施術を行うことによってこれらの後遺症状の軽減もしくは解消が期待し得ることを認め、「はり・きゅう診断書」に所要事項を記載して傷病労働者に交付した場合に、その診断書に基づいて行われた、はり・きゅうの施術を療養(補償)給付の対象として取り扱うものです。

なお、この取扱いは現行の健康保険における取扱いと同様です。

2. 一般医療と併施のはり・きゅう

原疾患の個々の症例によっては、運動制限の原因が疼痛、シビレ等であって、その疼痛、シビレ等による運動制限を改善することを目的に主として理学療法によって治療を行っている場合、はり・きゅうの施術によって疼痛等の症状を緩解し、これに併せて他動的及び自動的運動療法を行うことによりその効果の増加が認められる場合があります。このような場合、医師が一般医療に併せて、はり・きゅうの施術を行うことにより運動機能等(この「等」には顔面麻痺、難聴などが含まれるが、疼痛、シビレ等の症状そのものは含まれません。)の回復が期待し得ると判断して、「はり・きゅう診断書」に所要事項を記載し特に治療目的について具体的に指示を与えたものに限り、その診断書に基づく、はり・きゅうの施術を療養(補償)給付の対象として取り扱うものです。

この一般医療と、はり・きゅうの施術との併施の給付の適切な実施を図るため、当該診断書には、一般医療と、はり・きゅうの施術とを併せて行う「治療目的」(例えば腰椎=ようつい=捻挫で筋肉に難治性の疼痛痛が持続し、運動機能の制限があるため、はりの施術を要す。を明記しなければなりません。

「治療目的」の記載に具体性の欠けるものについては、傷病名及び傷病部位等からみて疼痛、シビレ及び麻痺等の症状がどの筋あるいはどの神経が原因で生じているのか、また、これらの症状によって運動機能等がどの程度制限されているか等の現症状及び症状の経過等について医師に対して意見を求めて総合的に判断することとしています。

なお、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病者で、その症状が固定した後に、疼痛、シビレ、麻痺等の障害を残す者について、その後における社会環境、天候等の変化に伴い症状に動揺をきたすことがあるので、労災保険では障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる者(原疾患が治ゆした者に限る)に対して、労働福祉事業としてはり・きゅうの施術を認め、これにより円滑な社会復帰を図るよう措置しています。

5. 施術期間

はり・きゅうの施術効果のあらわれるものは、一般に3~6カ月とされていますが、労災保険は業務災害等によって喪失した労働者の稼得能力の早期回復・てん補を目的としているため、労災医療は、被災労働者の負傷・疾病をできるだけ早くなおし、できる限り後遺症状を残さない治療手段を施し、被災労働者の早期職場復帰を図ることを最終の目的としていることから、傷病労働者の環境・体質等を考慮し、労災保険では次のように定められています。

1. はり・きゅう単独の場合

初療の日から9カ月以内を限度に認めています。

ただし、初療の日から6カ月を経過したものについては、改めて診断書を提出します。

また、はり・きゅうの施術効果及び症状について、はり師又はきゅう師に意見書 {当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)より意見書の提出依頼(診鍼様式第12号)と意見書(診鍼様式第13号)が送付され}及び症状経過表の提出を求め、更に医師に、はり・きゅうの施術効果の診断・意見を求めたうえ、はり・きゅうの施術効果がなお期待でき施術の継続が真に必要と認めたものについては、施術効果の今後の見込みを確認のうえ更に3カ月(初療の日から12カ月)を限度に延長を認めるものです。

2. 一般医療と併施のはり・きゅうの場合

(1) 医師が、施術効果が認められると判断した場合に行われた施術について保険給付の対象としています。ただし、初療の日から6カ月を経過したものについては、 改めて診断書を提出します。

- (2) 初療の日から9カ月を経過した時点において、はり師又はきゅう師に意見書{当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)より意見書の提出依頼(診鍼様式第12号)と意見書(診鍼様式第13号)が送付され}及び症状経過表の提出を求め、更に担当医に対してはりきゅうの施術効果について診断・意見を求め、担当医が、はり・きゅうの効果がなお期待でき、施術の継続が真に必要と認めたものについては、施術効果の今後の見込みを確認したうえ、更に3カ月(初療の日から12カ月)延長することを認めるものです。
- (3) 初療日から12カ月以降の施術については、12カ月経過時及びそれ以降3カ月ごとに医師に対し診断書の提出を求め、その結果、施術効果がなお期待し得ると認めたときは、施術期間を更に3カ月延長することを認めています。なお、初療及び12カ月以降の施術に係る診断書を作成する際には、様式第1号別添の「施術効果の評価表」若しくは「治療成績判定基準」(日本整形外科学会制定)又は「関節可動域表示ならびに測定法」(「日本整形外科学会」及び「日本リハビリテーション学会」制定)による評価を行い、その結果については診断書に添付することとなっています。

文章料の算定

医療機関 令和4年4月1日現在

はり・きゅう及びマッサージの施術に係る診断書

はり・きゅう単独、一般医療と併用 診断書 3,000円

施術効果の評価書表 | 添付の場合 4,000円

マッサージ診断書 3,000円

3. 労働福祉事業としてのはり・きゅうの場合

1年以内(都道府県労働局長が必要と認める者は、更に1年間を限度に延長)とし 施術回数の限度は原則として月5回とされています。

なお、季節の変化等により症状に動揺をきたすこともあるので、その症状によって は若千その限度を上回ってもやむを得ないものとされていますが、この場合でも1年 間70回程度を目安とするものです。

(実施機関)

特別援護措置は、あん摩マッサージ指庄師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2の規定に基づく届出を行った施術所(以下「施術所」という。)のうち局長が指定する施術所において行う為、あらかじめ指定を受ける必要があります。

6. 施術の範囲と療養の費用の額

1. 施術の範囲

施術の範囲については、労災保険法第13条の規定によって、はり師・きゅう師の 施術についても、他の保険給付と同様「政府の必要と認めるものに限る。」の範囲で 行われる必要があります。この政府の必要と認める範囲を具体化したのが「労災保険 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準」であり、同時に各都 道府県労働局長が鍼灸マッサージ師団体と締結している協定の内容です。

なお、施術に当たっては、施術所の開設者又は施術師は次のことに留意してください。

労災保険においては、前述のとおり労災医療の特殊性を考慮し、一般医療とはり・きゅうの併施への支給対象の拡大、施術期間の延長、施術料金の設定及び指名施術所に対するいわゆる受任者払について、それぞれ昭和57年7月1日から実施していますが、なお、これが円滑な運用と療養の費用の適正な請求及び傷病労働者の症状及び施術効果の的確な把握のため、施術所の開設者又は施術師には、施術録及び症状経過表と調整させ、施術に関し必要な事項及び症状の経過を記録させ、その記録の完結の日から3年間保存しなければなりません。

また、傷病労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書によって 施術を行うこととしています。

2. 療養の費用の額

「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準」に基づく施術料金の種類は、初検料、往療料のほか施術行為に対するものとして施術料、電気・光線器具による療法加算の4種類となっています。

なお、往療料は、傷病労働者が当該疾病のため施術所まで歩行することができない

と認められる場合又は極めて歩行することが困難であると認められる場合に限り算 定できるものです。

療養の費用の額は、「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料 金算定基準」(p44参照)に基づいて算定することになります。

7. 受任者払制度

施術所による施術についての保険給付の方法は、傷病労働者が施術に要した費用を直接施術所に支払い、その支払った額を政府に対して請求するのが原則ですが、労災保険指定医療機関制度のように指名施術所が傷病労働者に対して施術を行った場合には、施術料金を傷病労働者に負担させることなく直接政府に請求することができれば、傷病労働者にとっても、また、施術所にとっても便利です。そこで、労災保険指定医療機関と同じような取扱方法として設けられたものが受任者払制度です。すなわち、施術を行った施術所が、傷病労働者から施術料金の支払いを受けるかわりに、その施術料金の受領を委任する旨の委任状を受け、「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」(告示様式第7号(4)及び告示様式第16号の5(4)(以下「はり・きゅう請求書」という。)にこの委任状を添えて直接所轄労働基準監督署に提出し、当該労働基準監督署から直接施術料金の支払いを受けることができるという制度です。この委任者払いによって、傷病労働者は事実上現物給付を受けたのと同様の療養を受けることができ、また、施術所としても個々の傷病労働者から施術料金を徴収する煩わしさから避けられることになります。

8. 請求手続き

(1) 受任者払の場合

傷病労働者が受任者払を希望する場合には、「はり・きゅう請求書」にその費用の受領を委任する旨の委任状を添えて施術所に提出し、直接所轄労働基準監督署長に提出することになります。すなわち、施術を行った施術所は初検時に傷病労働者から提出された「はり・きゅう請求書」(必要事項について事業主の証明を受けていることが必要です。)の施術所の証明欄に療養の内訳や金額等必要事項を記入して、これを傷病労働者に提示して確認を求めたうえ、委任状を傷病労働者から受け、これを添えて各都道府県師会の窓口に提出します。所轄労働基準監督署では、所定の手続きによりその請求内容を審査のうえ支給決定を行い、委任を受けた施術所に対して直接支払いを行います。

提出書類

- ① 療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号・様式第16の5)
- ② 診断書 (初回、6ヶ月、9ヶ月 詳しくはp12参照)

請求手続きは、労災専用の用紙で行います。

(2) 療養費払の場合

療養費払の場合には傷病労働者はその施術費用を施術所に支払ったうえ、前記の「はり・きゅう請求書」に事業主及び施術所の証明を受けて、これを各都道府県師会の窓口を経由して所轄労働基準監督署に提出し、政府が必要と認める範囲内で支払いを受けることとなります。

9. 医療機関におけるはり・きゅう併施の取扱い

(1) 療養(補償) 給付の対象

支給対象及び施術期間については、前述4.の2.及び5.の2.の取扱いに準拠して取り扱っています。したがって、医療機関において、前述の4.の1.の後遺症状に対するはり・きゅうを行った場合は対象となりません。

なお、医療機関において、一般医療と、はり・きゅうの併施としての、はり・きゅうを行う場合には診断書を必要としません。

また、初療の日から9カ月を経過した時点において、主治医にはり・きゅうの施 術効果について意見を求めて処理するものである。

(2) 施術料金

料金については別紙「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準」に準拠するものです。

なお、医療機関で行われる一般医療との併施としての、はり・きゅうの施術については、電気器具による加算はありません。

(3) 請求手続

請求手続については療養の費用払いの手続が原則となります。その場合は、はり・きゅうの施術料については、はり・きゅう請求書の裏面の「療養の内訳及び金額」欄に施術の回数、種類及び金額並びに初療年月日(初療のあった月の請求書のみ)を記載することになります。ただし、請求事務処理の簡素化を図るため労災保険法施規則別第11条の規定による病院及び診療所(以下「指定病院等」という。)である場合には、当該指定病院等から診療費請求書(診療費請求内訳書を含む。)により直接請求をしても差し支えないものですが、その場合には、診療費請求内訳書の「その他」欄に、回数、種類及び金額並びに初療年月日(初療のあった月の請求内訳書のみ)を記載することとなります。

10. [参考]

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の 施術に係る保険給付の取扱いについて

 (昭和57年5月31日付け 基発第
 375)

 改正 平成 8年2月23日付け 基発第
 79

 改正 平成14年7月29日付け 基発第 0729005

1. 支給村象

(1) はり・きゅうの場合

- ① 業務上の事由又は通動による負傷又は疾病(以下「原疾患」という。)の治療効果がもはや期待できないと医学的に認められるものであって、その原疾患の後遺症状としての疼痛、シビレ及び麻痺等の改善が期待し得るものとして、医師(当該原疾患に対する治療に当たっていた主治医をいう。以下同じ。)が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認め診断書を交付したものについて、保険給付の対象に含めるものとする。
- ② 原疾患の個々の症例によっては、一般医療(主として理学療法をいう。以下同じ。)とはり・きゅうの施術を併せて行うことにより運動機能等の回復が期待し得るものとして、医師が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認め治療目的を明記した診断書によって指示を与えた場合は、保険給付の対象に含めるものとする。

(2) マッサージの場合

医師が、医療上マッサージの施術を行うことを必要と認め、診断書を交付したものについて、保険給付の対象に含めるものとする。

2. 施術期間

- (1) はり・きゅうの場合
 - ① はり・きゅう単独施術
 - イ 初療の日から12カ月までの取扱い
 - (イ) 施術期間は、初療の日から9カ月以内を限度とする。 ただし、初療の日から6カ月を経過したものについては、改めて診 断書を必要とする。
 - (ロ) 初療の日から9カ月を経過した時点において、はり師又はきゅう師に意見書 {当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)より意見書の提出依頼(診鍼様式第12号)と意見書(診鍼様式第13号)が送付されます}及び症状経過表の提出を求め、更に、医師に対しはり・きゅうの施術効果について診断・意見を求め、その結果、施術効果がなお期待し得ると認めたときは、更に3カ月(初療の日から12カ月)延長することができる。
 - ロ 初療の日から12カ月経過した以降の取扱い

初療の日から12カ月経過した以降は、原則、施術効果が期待し得ず症状 が固定したものとして取り扱う。

ただし、12カ月経過した以降においても、医師が施術効果がなお期待 し得るとして、保険給付の請求がなされたときは、医師の意見を十分徴し たうえで明らかに施術効果が認められるものに限り支給して差し支えな い。

- ② 一般医療とはり・きゅう施術の併用
 - イ 医師が施術効果が認められると判断した場合に行われた施術については、保険給付の対象とする。ただし、初療の日から6カ月を経過したものについては、改めて診断書を必要とする。
 - ロ 初療の日から9カ月を経過した時点において、はり師又はきゅう師に意見書 {当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)より意見書の提出依頼(診鍼様式第12号)と意見書(診鍼様式第13号)が送付されます}及び症状経過表の提出を求め、更に医師に対しはり・きゅうの施術効果について診断・意見を求め、その結果、施術効果がなお期待し得ると認めたときは、更に3カ月延長することができる。
 - ハ 初療の日から12カ月以降の施術については、12カ月経過時及びそれ 以降3カ月ごとに医師に対し診断書の提出を求め、その結果、施術効果が

なお期待し得ると認めたときは、施術期間を更に3カ月延長することができる。

なお、初療及び12カ月以降の施術に係る診断書を作成する際には、様式第1号別添の「施術効果の評価表」若しくは「治療成績判定基準」(日本整形外科学会制定)又は「関節可動域表示ならびに測定法」(「日本整形外科学会」及び「日本リハビリテーション学会」制定)による評価を行い、その結果については診断書に添付するものとする。

(2) マッサージの場合

施術期間は、医療上マッサージを必要とする期間とする。 ただし、この場合は、6カ月を超えるときは改めて3カ月ごとに診断書を必要と する。

3. 診断書

(1) 別添様式第1号による診断書は、傷病名及び傷病の部位、症状(主訴を含む。) 並びに負傷又は発病年月日を明記し医師が記名押印(又は署名)したもので、はり・ きゅうの施術の適否を判断できるものとする。

なお、記の1の(1)の②の支給対象の場合(一般医療とはり・きゅうの場合)には、当該診断書に前記事項のほか、一般医療とはり・きゅうの施術を併せて行う 治療目的を明記するものとする。

(2) 別添様式第2号による診断書は、傷病名及び傷病の部位、症状(主訴を含む。) 並びに負傷又は発病年月日を明記し医師が記名押印(又は著名)したもので、マッ サージの施術の適否を判断できるものとする。

4. 施術効果の評価等

(1)様式第1号別添「施術効果の評価表」は、一般医療とはり・きゅう施術併用の場合のみに使用する。併用施術を開始するに当たって、診断書の作成を行う医師は、「施術効果の評価表」により、傷病部位における日常生活動作の評価を行った上、診断書を作成する。

なお、診断を行う医師が「施術効果の評価表」では評価できない場合には、「治療 成績判断基準」又は「関節可動域表示ならびに測定法」を用いて評価することとす る。

(2) 初療の日から12カ月以降の施術に係る診断書の作成についても、開始時と同様に「施術効果の評価表」を12カ月経過時に作成し、以降3カ月ごとに作成する。

施術の必要性の判断に当たっては、診断書及び「施術効果の評価表」をもとに判断を行うこととする。

5. 担当方針

施術所の開設者又は施術師は、次に掲げる方針により施術を担当するものとする。

- ① 施術は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。)第1条の規定による免許を受けた者が行うものであること。
- ② 施術は、療養上妥当適切なものでなければならないこと。
- ③ 施術に当たっては、常に傷病労働者の心身の状態を観察し、心理的効果を挙げることができるよう適切な指導をしなければならないこと。

11. 「参考]

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」 の施術に係る施術料金等の取扱いについて

(昭和57年5月11日付け 基発326-1)

1. 施術料金算定基準について

労災保険法の規定による療養(補償)給付たる療養の費用の額の算定は、別紙「労 災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準(以下「施術 料金算定基準」という。)により行うものとする。

なお、初検料、往療料及び施術料の算定に当たっては次の事項に留意すること。

(1) 初検料の算定

- ① 同時に2以上の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病(以下「負傷又は疾病」という。)につき初検を行った場合の初検料は、1回として算定するものであること。
- ② 現に施術継続中に他の負傷又は疾病につき初検を行った場合は、それらの負傷又は疾病に係る初検料はあわせて1回とし算定するものであること。
- ③ 施術所が表示する施術時間外の取扱いは、各都道府県における実態、患者の 費療上の便宜、健康保険における取扱いなどを考慮して社会通念上妥当と認め られる一定の時間をもつて統一的に取り扱うことが望ましいが、標準としては、 おおむね午前8時前と午後6時以降とすること。休日とは日曜日、国民の祝日

に関する法律第3条に規定する日及び12月29から1月3日まで(ただし、1月1日を除く。)の間の日をいうものであること。

(2) 往療料の算定

往療は、その必要がある場合に限り行うものであること。

(3) 施術料の算定

① 傷病部位とは、負傷にあっては受傷部位を、また、疾病にあっては1局所をいうものであること。

なお、1局所とは、上肢の左・右、下肢の左・右及び頭より尾頭までの体幹 のそれぞれをいい、全身を5局所に分けるものであること。

② 傷病部位が2以上にわたる施術を行い、かつ、特殊マッサージを行った場合であっても、所定金額の100分の20に相当する金額の加算しか算定できないものあること。

2. 施術保険給付の協定について

各都道府県労働局長と各都道府県師会は、労災保険における「はり師、きゅう師及 びあん摩マッサージ指圧師」の施術に係る保険給付の取扱いに関し、2年に1度更 新し協定を締結しております。

※協定の内容については、各都道府県により異なる場合があります

- 1 施術にあたっては、有効適切な施術を施し、早期社会復帰を図るよう最善 の努力をすること。
- 2 施術は療養上必要な範囲内で行うこと。
- 3 傷病労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書によって施術 を行なうものとする。
- 4 療養(補償)給付たる療養の費用の額の算定基準は、別紙「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準」のとおりとする。なお、ここに定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業主より徴収しないものとする。
- 5 協定による施術に関しては、施術録及び症状経過表を備え、施術の都度所定事項 を記載し、その完結の日から3年間保存しなければならない。
- 6 療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払いは、各都道府県労働局長が指名した各都道府県師会会員について認めるものとする。
- 7 各都道府県労働局長は各都道府県鍼灸師会会員がこの協定に違反し、又は不正な 行為をした事実を発見したときは各都道府県鍼灸師会に通知し、当該会員に対し

てこの協定による施術の取扱いを停止又は取消しとするものとする。

3. 請求手続

傷病労働者は「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」(告示様式第7号(1) 又は第16号の5(1)。以下「療養の費用請求書」という。)に、次の書類を添付 して、各都道府県鍼灸師会を経由して当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄 する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)に請求するものとする。

- ① 別添様式による施術費用内訳書
- ② 別添様式による施術費用に関する施術所の領収書
- ③ 診断書又は指示書

ただし、第2回以降の療養の費用請求書には、診断書又は指示書の添付を省略して差し支えないものとするが、初療の日から6カ月を超える場合には、改めて診断書又は指示書の添付を必要とする。

請求手続きは、労災専用の用紙で行います。

4. 実施上の留意事項について

- (1) 施術所の開設者又は施術師は、傷病労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書又は指示書によって施術を行うものとすること。
- (2)施術料金算定基準で定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業主より徴収しないよう指導すること。
- (3)療養の費用の適正な請求及び傷病労働者の症状及び施術効果の的確な把握のためには、別添様式による施術録及び別添様式による症状経過表を調整し、施術に関し必要な事項及び症状の経過等を記録しておくことが必要であることから、施術所の開設者に対して、施術録及び症状経過表を整備、記載させ、その記録の完結の日から3年間保存するよう指導し協力を得ること。

12. 「参考]

指名施術所に対する療養(補償)給付たる療養 の費用の受任者払の取扱いについて

基 発 第 326号 - 2 昭 和57年5月11日 付け最終改正 基発0829第3号 平 成 26年 8月 29日

1. 指名施術所の指名及び指名取消事務について

(1) 指名の申請

指名を受けようとする施術所の開設者は、別添様式による「労災保険指名施術所 指名申請書」(以下「指名申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、 当該施術所の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)を経 由して当該施術所の所在地を管轄する所持都道府県労働局長(以下「所轄局長」と いう。)に提出しなければならない。(各2部)

- ① 労災保険指名施術所指名申請書(診鍼様式第7号)
- ②施術所の開設届の写又は開設届済証明書(保健所より発行)
- ③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「マッサージ師等に関する法律」という第1条に規定する業務に従事する施術者の氏名及び免許証の写
- ④指定、指名機関登録(変更)報告書
- ⑤会員証明書(都道府県師会 会長より発行) ※会員証明がいらない都道府県があります。

(2) 指名の通知

前記(1)の指名申請書を受理した所轄局長は、後記(6)に定める指名選考基準により指名の適否を調査認定するとともに、速やかに、その結果を別添様式による通知書により申請者に通知するものとする。

(3) 指名の期間

前記(2)の指名は、指名の日から起算して2年とする。ただし、被災労働者と 指名施術所との間で受領委任に関し支障があった場合等((5)の指名の取り消し に該当する場合を除く。)であって、期間満了の日から1カ月前までに所轄局長が 更新しない旨の通知を行った場合、または、指名施術所の開設者から特段の意思表 示があった場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新したも のとする。

なお、施術所の廃止等指名施術所としての資格の存続ができなくなったときは、 所轄局長にその旨及び廃止等の年月日を届け出なければならないものであること。

(4)変更事項の届出

指名施術所の開設者は、次の各号の1に掲げる事由が生じたときは、速やかに、 その旨及びその年月日を所轄局長に届け出なければならない。

なお、施術所の開設者に変更があったときは、改めて指名を受けなければならない。

- ①施術所の開設者に変更があったとき
- ②名称及び所在地に変更があったとき
- ③指名申請の際に提出した前記 1. の(1)の③の書類に記載した事項に変更があったとき

(5) 指名の取消し

指名施術所が、次の各号の1に該当する場合において所轄局長は、その指名を取 消すことができる。

- ①施術に要した費用の請求に関し不正があったとき
- ②関係法令及び本通達に違反したとき

(6) 指名選考基準

施術所の指名に当たっては、次の各号に掲げる要件を満しているものとする。

- ①労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準(以下 「施術料金算定基準」という。)に関する協定を締結している団体の会員であ ること。
- ②施術所は、マッサージ師等に関する法律第9条の3(施術所の構造設備等)並びに同法施行規則第25条(施術所の構造設備の基準)及び第26条(衛生上必要な措置)に掲げられた各号の要件を具備したものであること。
- ③施術所において
 - イ 過去において、マッサージ師等に関する法律第3条第3号若しくは第4 号に該当する欠格事由により業務の停止若しくは免許の取消しを受けた 事実又は同法第13条の7若しくは第13条の8の規定による罰則の適 用を受けた事実がないこと。
 - 口 傷病労働者の施術において、過去に架空請求、濃厚施術等の不正又は不 当な取扱事例がなく、かつ、今後もこのようなおそれのないと認められる こと。

2. 指名施術所の責務等について

(1) 労災保険法の規定による療養(補償)給付たる療養の費用の額の算定は、施術料金算定基準により行うものとする。

なお、施術料金算定基準で定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業主より徴収しないものとする。

- (2) 指名施術所の開設者又は施術師は、傷病労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書又は指示書によって施術を行うものとする。
- (3) 指名施術所の施術師は、医師が交付した指示書によって施術を行う場合を除き休業(補償)給付支給請求書に、次の事項を記載し診療担当者として証明することができるものとする。

なお、休業(補償)給付支給請求書における診療担当者の休業に関する証明に要する費用の支給額は、2,000円とする。

①傷病名及び傷病の部位診断書に記されている傷病名及び傷病の部位を記載するものとする。

②療養の期間

後記(4)による施術録に基づき施術期間及び施術実日数を記載するものとする。

③療養の現況

後記(4)による施術録及び後記(5)による症状経過表に基づき施術の中止、 継続中の項目についてのみ次により記載するものとする。

- イ 施術効果があらわれ、もはやはり・きゅうの施術を継続してもその改善を 期待することができない状態、すなわち症状が安定したと認められるもの及 び施術効果があらわれず、今後も施術効果が期待できないものについては、 中止の項目に○を付すること。
- ロ 施術効果があらわれ、なお施術を継続する必要のあるものについては、継 続中の項目に○を付すること。
- ④療養のため労働することができなかったと認められる期間 傷病の経過及び傷病の状態から療養のため労働することができないものであるかを判断し、その期間を記載するものとする。
- (4) 指名施術所の開設者は、施術録を調整し、施術に関し必要な事項、自覚症状に対する施術効果の経過及び次の事項を記載し、これを他の施術録と区別して整理しなければならない。
 - イ 初療時に、医師の交付した診断書又は指示書に明記された傷病の部位及び傷病 名以外の傷病の治療を申し出たときは、労災保険による給付と区別するためその 傷病の概要
 - ロ 前記2の(3)による休業(補償)給付支給申請書に証明を行ったときはその

証明年月日

- (5) 指名施術所の開設者は、症状経過表を調整し、施術効果(直後効果、持続効果等)を記載し、これを施術録と一括して整理しなければならない。
- (6) 指名施術所の開設者は、施術録及び症状経過表をその完結の日から3年間保存しなければならない。

3. 請求手続等について

- (1)傷病労働者が指名施術所に受療し、その費用に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受領を当該指名施術所に委任しようとする場合の当該費用の請求に当たっては、施術の内容及び受領委任等の事実を明らかにするため、施術費用内訳書及び別添様式による委任状を「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」(告示様式第7号(4)又は第16号の5(4)。以下「療養の費用請求書」という。)に添付させること。
- (2) 前号の療養の費用請求書は、当該傷病労働者に代わり、当該傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」)に提出させること。この場合において、所轄署長が指名施術所の所在地を管轄する都道府県労働局以外の都道府県労働局の管轄にある場合においては指名を受けている施術所であるか否かを確認すること。
- (3) 療養の費用請求書に対する支給決定等に関する通知については、平成26年4月 1日付け基発0401第55号により取り扱うこと。
- (4) 受領受任者である指名施術所から徴収する領収書には療養の費用請求書に添付した「はり・きゅう、マッサージ施術費用内訳書」に押印した印を押印させること。

4. 実施上の注意等について

- (1)受任者払制の採用によって、施術が緩に流れ適正な施術が阻害されることのないよう指名施術所に対する指導に充分配慮すること。
- (2)傷病労働者が指名施術所に対して渡す療養の費用請求書及び委任状は必要の都度 行うよう関係者に周知徹底させること。したがって、あらかじめ事業主の証明を受 けた療養の費用請求書並びに記名押印した委任状を必要以上に作成したり又はそ れを指名施術所に渡しておく等のことがないよう充分留意すること。

13. 「参考]

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の 施術に係る診断書料の取扱いについて

 (昭和57年6月 2日付け基発第
 384号)

 改正 昭和61年4月30日付け基発第
 261号

 改正 平成 8年2月23日付け基発第
 80号

 改正 平成14年7月29日付け基発第0729005号

1. 診断書料の支給対象について

(1) はり・きゅうの場合

- ① 業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病(以下「原疾患」という。)の治療効果がもはや期待できないと医学的に認められるものであって、その原疾患の後遺症状としての疼痛、シビレ及び麻痺等の改善が期待し得るものとして、医師(当該原疾患に対する治療に当たっていた主治医をいう。以下同じ。)が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認め、別添様式第1号による診断書を交付したとき。なお、当該診断書は、傷病名及び傷病の部位、症状(主訴を含む。)並びに負傷又は発病年月日を明記し医師が記名押印(又は署名)したもので、はり・きゅうの施術の適否を判断できるものとする。
- ② 一般医療(主として理学療法をいう。以下同じ。)とはり・きゅうの施術を併せて行うことにより運動機能等の回復が期待しうるものとして、医師が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認め別添様式第1号による診断書を交付したとき。

なお、当該診断書は、傷病名及び傷病の部位、症状(主訴を含む。)並びに負傷 又は傷病年月日のほか、一般医療とはり・きゅうの施術を併せて行う治療目的を 明記し、医師が記名押印(又は著名)したもので、はり・きゅうの施術の適否を 判断できるものとする。

また、初回及び12カ月経過以降の診断書については、「施術効果の評価表」を 添付することとする。

(2) マッサージの場合

医師が、医療上マッサージの施術を行うことを必要と認め、別添様式第2号による診断書を交付したとき。なお、当該診断書は、傷病名及び傷病の部位、症状(主訴を含む。)並びに負傷又は発病年月日を明記し、医師が記名押印(又は署名)したもので、マッサージの施術の適否を判断できるものとする。

2. 支給額及び支出科目について

(1) 次に掲げる診断書を交付したときは、診断書料として1件につき3,000円 を支給するものとする。

なお、はり・きゅう施術と一般医療の併用の場合において、「施術効果の評価表」 が添付された場合の診断書料は4,000円とする。

① はり・きゅうの場合

イ はり・きゅう単独施術の場合

- (イ) 記の1の(1)の①の診断書
- (ロ) 初療の日から起算して6カ月若しくは9カ月を経過したものに対して交付する診断書
- 口 はり・きゅう施術と一般医療の併用の場合
- (イ) 記の1の(1)の②の診断書
- (ロ) 初療の日から起算して6カ月を経過したものに対して3カ月ごとに交付する診断書
- ② マッサージの場合
 - イ 記の1の(2)の診断書
 - 口 初療の日から超算して6カ月を経過したものに対して3カ月ごとに交付する診断書
- (2) 前記(1)の診断書料の支出科目は、保険給付費とする。

3. 請求手続きについて

- (1) 診断を行った医師の所属する医療機関が、労災病院又は労災指定病院等である場合には、当該労災病院又は労災指定病院等から診療費請求書(診療費内訳書を含む。)により直接請求きせることとし、診療費請求内訳書(レセプト)の「80その他」欄には記の1の(1)の①の支給対象によるものであるときは「はり・きゅうのみ」と、記の1の(1)の②の支給対象によるものであるときは「一般医療とはり・きゅう」と、また、記の1の(2)の支給対象によるものであるときは「マッサージ」と支給対象の区分及び金額を記載させること。
- (2) 指定病院等以外の病院等の場合には、傷病労働者から療養の費用請求書により請求させることとし、当該請求書表面「その他」欄に前記(1)に準じて記載させること。

14. [参考] 労災はり・きゅう施術特別援護措置実施について

基 発 第 410号 昭和57年6月14日

改正 基 発 第 222号

昭和60年4月17日

改正 基発第0919002号

平成14年9月19日

改正 基発1227第1号 平成22年12月27日

1. 趣旨について

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症侯群、頸肩腕症侯群、腰痛、振動障害等の傷病者であって、その症状が固定した後において疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者については、その後における季節、天候、社会環境等の変化に伴い症状に動揺をおこすことがあるので、これらの者に対して労働者災害補償保険法(昭和22年法第50号。以下「労災保険法」という。)第29条第1項の社会復帰促進等事業として、労災はり・きゅう特別援護措置(以下「特別援護措置」という。)を実施し、もって円滑な社会復帰を図るよう措置したものである。

2. 対象者

特別援護措置は、業務災害又は通勤災害により頭頸部外傷症侯群、頸肩腕症侯群、腰痛・振動障害等に罹患し、労災保険法による障害補償給付又は障害給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者(傷病が治ゆした者に限る。)で、はり・きゅう施術を必要とる者に対して行うものであること。

3. 特別援護措置の内容

施術の回数の限度は、原則として1月5回とする。

なお、季節の変化等により症状に動揺をきたすこともあるので、その症状によっては若干その限度を上廻ってもやむを得ないものとするが、この場合でも1年間70回程度を目安とすること。

ただし、対象者が引き続きはり・きゅう施術を希望し、都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)が特に必要と認める者については、1年を限度として施術期間を延長することとする。

4. 3.のただし書きに係る運用上の留意事項

- (1) 労働局長が特に必要と認める者は次の者とする。
 - イ 就労している者
 - ロ 就労の見込みのある者
 - ハ 就業復帰について何らかの努力をしている者(求職活動をしている者)
 - ニ その他申請者の諸事情等を考慮して施術が必要と判断される者

(2) 認定について

- イ 申請時に既に就労している者は申請書(様式第2号の2)に事業主等の証明を要し就労見込み(内定)の者もできる限り証明を受けるようにすること。
- ロ 就職について努力している段階の者については、その求職活動状況を記載 させること。
- ハ その他必要に応じて申請者の実情を把握する等の措置を講ずることにより判断すること。

5. 実施機関

- (1) 労働局長は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(昭和22年法律第217号) 第9条の2の指定に基づく届出を行った施術所(以下「施術所」という。)の中から施術所の申請に基づき指定することとし、施術所を指定したときは、その名称、所在地、電話番号及び、はり・きゅう業務に従事する施術者の氏名を本省(補償課)あて報告すること。
- (2)特別援護措置に関する委託契約の締結に当たっては、別紙契約書例を参考とすること。

6. 特別援護措置の申請について

- (1)特別援護措置は症状の固定後、治癒後における生活環境等の変化に対応させる ために行うものであるので、傷病の治ゆ後相当期間を経過したものについては対 象としないこととし、傷病の治ゆした翌日から起算して2年を超えてされた申請 は、これを受理しないこと。
- (2)「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」を受理した労働基準監督署長は、 その内容を労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム内の情報等と 保険照合し、当該労働基準監督署長の管轄区域を管轄する労働局長(以下「所轄 局長」)へ進達すること。
- (3) 所轄局長は、特別援護措置に係る申請を行った者(以下「申請者」という。) が 適格者であると認めるときは、申請者に対し、「労災はり・きゅう施術特別援護

措置承認書」(様式第4号(1))(以下「承認決定通知書」という。)を交付するとともに、「労災はり・きゅう施術特別援護措置原簿」(別紙様式)を作成すること。

- (4) 所轄局長は、承認決定通知書を交付するにあたっては、申請者が希望する施術所に対し施術の可否について事前に照会し、施術が可能であることを確認すること。
- (5) 所轄局長は施術所の変更を認めるときは、承認決定通知書の施術所の名称及び 所在地を労働局長印をもって訂正し、承認年月日を付記して当該承認決定通知書 を交付すること。
- (6) 施術所変更の場合の「やむを得ない事由」とは、承認決定通知書の交付を受けた者が住居を移転し通院することが著しく困難となった場合或いは現にはり・きゅう施術を受けている施術所が廃止となった場合等をいうものであること。

7. 支払事務について

都道府県労働局労働保険特別会計支出官が「労災はり・きゅう施術特別援護措置 委託費請求書」を受理したときは、その内容を審査し適正であると認めたときに、 当該費用を(項)社会復帰促進等事業費(目)社会復帰促進等事業委託費から支出 するものとする。

特別援護措置の申請の必要書類(各2部)

- 1) 労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書
- 2) 施術所の概要を記載した書面(平面図)
- 3) 施術所に所属するはり師又はきゅう師の免許証の写し 及びその略歴を記載した書面(市販の履歴書使用して下さい)

15. [参考] 労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱

昭和57.6.14基発410 改正 昭和60.4.6 基発188

1. 趣旨

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症侯群、頸肩腕症侯群、腰痛、振動障害の傷病者であって、その症状が固定した後において疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者にあっては、これらの疼痛、しびれ、麻痺等を対症療法的に軽減させ治ゆ後における生活環境等の変化に漸進的に対応させる必要があるので、これらの者に対して労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の労働福祉事業として、労災はり・きゅう施術特別援護措置(以下「特別援護措置」という。)を実施し、もって円滑な社会復帰の促進を図るものとする。

2. 対象者

特別援護措置は、業務災害又は通勤災害により頭頸部外傷症侯群、頸肩腕症侯群、腰痛、振動障害等に罹患し、労災保険法による障害補償給付又は障害給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者(傷病が治ゆした者に限る。)で、はり・きゅう施術を必要とする者に対して行うものとする。

3. 特別援護措置の内容

対象者が申請の際、希望する期間を考慮し都道府県労働局長(以下「局長」という。)が定める期間(以下「施術期間」という。)内に、はり・きゅう施術を特別援護措置とし行うものとし、施術期間は1年以内施術回数の限度は原則として1月につき5回とする。ただし、対象者が引き続きはり・きゅう施術を希望し、局長が特に必要と認める者については、1年を限度として施術期間を延長することができる。

4. 実施機関

- (1)特別援護措置は、あん摩マッサージ指庄師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)第9条の2の規定に基づく届出を行った施術所 (以下「施術所」という。)のうち局長が指定する施術所において行う。
- (2) 施術所の指定は、施術所の所在地を管轄する局長(以下「所轄局長」という。) が、施術所の申請に基づいて行う。

- (3) 前号の指定を受けようとする施術所は、「労災はり・きゅう施術特別援護措置 委託申請書」(以下「委託申請書」という。)に次の書類を添えて所轄局長に提出 するものとする。
 - ①施術所の概要を記載した書面
 - ②施術所に所属するはり師又はきゅう師の免許証の写し及びその略歴を記載 した書面
- (4)申請を受理した所轄局長は、内容を審査し、特別援護措置を行う施術所として 適当と認め、指定したときは、特別援護措置に係る委託契約を締結する。

5. 特別援護措置の申請

(1)特別援護措置を受けようとする対象者は「労災はり・きゅう施術特別援護措置 申請書を療養補償給付等の請求に係る労働基準監督署長を経由して、当該労働基 準監督署長の管轄区域を管轄する局長に提出するものとする。

ただし、療養補償給付又は療養給付としてのはり・きゅう施術を受けたことがない者にあっては、「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」に主治医の「労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書」を添付させるものとする。

- (2) 前号の申請は、傷病が治ゆした日の翌日から程算して2年以内に行うものとする。
- (3)申請を受理した局長は、中請が適正であると認めたときは、施術期間等を明示した「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書」(以下「承認書という。」を交付するものとする。
- (4) 承認書の交付を受けた者がはり・きゅうの施術を受けようとするときは施術所に対して承認書を提示するものとする。

なお、やむを得ない事由により施術所を変更しようとするときは「施術所変更申請書」に承認書を添えて承認書を交付した局長へ提出するものとする。

- (5) 前号の施術所変更申請書を受理した局長は申請が適正であると認めたときは、これを承認するものとする。
- (6) 特別援護措置を1年を超え引き続き受けようとする対象者は、「労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書」(様式第2号の2)を(1)と同様に署長を経由して、管轄の局長に提出するものとする。
- (7)(6)に係る申請については、(3)~(5)を準用する。

6. 費用の請求等

- (1)施術所は、はり・きゅう施術を行ったときは「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書(様式第6号(1))に「労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書」を添えて、各都道府県鍼灸師会に提出するものとする。
- (2) 前号の請求は1月分をまとめて翌月の10日(当該日(当該日の前日が、日曜日又は祝日である場合を含む。)が日曜日又は祝日の場合は当該日の前日とする。) までに行うものとする。
- (3) はり、きゅう施術に係る費用の算定については、労災保険法の規定による療養の費用の算定の例によるものとする。ただし、往療料は含まないものとする。

16. 解釈例等

(照会1) 施術録について

施術録の記載に当たって、傷病労働者に係る労働保険番号又は年金証書番号は、いつの時点で記載するのか。

(回答) 傷病労働者の施術に当たっては、診断書によって労災保険の給付の対象となり得るものであると判断できるものであるが、診断書には労働保険番号等の記載をすることになっていないので、傷病労働者が提出する第1回目の療養の費用請求書により確認、記載すること。

(照会2) 施術料の算定

傷病部位が2以上にわたる施術を行う場合の加算はどのようなことか。 例えば頸肩腕症侯群という疾病で、頸部と上腕に施術した場合の料金又は頸肩腕症侯群及び腰痛という疾病で、それぞれに施術した場合の料金はどうか。また、大腿骨骨折という負傷で、大腿の疼痛を除くため腰と足に施術した場合の加算はできるか。

- (回答) 傷病部位とは、負傷にあっては受傷部位を、また疾病にあっては1局所(上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹のそれぞれをいい、全身を5局所に分けている。)をいうものである。 したがって、
 - (イ) 頸肩腕症候群という業務上疾病のもとに頸部と右上腕に落痛等があり、それ ぞれの個所にはりの施術をした場合は、上肢の右と頭より尾頭までの躯幹の2 局所にはりの施術をしているので、100分の20相当額が加算される。
 - (ロ) 頸肩腕症候群及び腰痛のそれぞれの業務上の疾病のもとに頸部、右上腕、腰

部に疼痛があり、それぞれの個所にはりの施術をした場合も、前記と同様2局 所以上にわたって施術を行っているので100分の20相当額が加算できる。

- (ハ) 大腿骨骨折で大腿部の疼痛を除くため、腰と足の2カ所にはりの施術をした場合は、大腿骨骨折という負傷で受傷部位が1部位であるため加算の対象とならない。
- (照会3)はり又はきゅうとマッサージの併用は認められているが三者併用の場合の施 術料金はどのように取り扱うのか。
- (回答) はり・きゅう及びマッサージの三者併用の場合であっても、基発第326号ー1通達別紙の算定基準の1.の(3)(1日1回限り3,940円)により算定するものである。
 (現行1日1回限り4,070円)
- (照会4) 指名施術所の申請について

指名施術所の申請をさせる場合は、①はり師、きゅう師、マッサージ指圧師免許の写、②開設届の写を添付することになっているが、昭和57年6月14日付事務連絡で開設届を紛失している者に対しては、再指名手続までの間に整備させることにすればよいとされている。しかし、申請者の中には開設届をなくしている者も相当ある。この場合、再指名の手続まで提出させることになっている開設届は保健所の証明書(開設届済)を添付させる方法で良いか。

- (注)保健所は10年経過した書類は焼却しており、登記台帳しか残っていない。
- (回答) 都道府県によって開設届の再発行が困難な場合もあるので、質問のとおり特殊事情を勘案して、保健所の証明書を添付させる方法で対処して差し支えない。
- (照会5) はり・きゅう単独の場合でも、施術効果、症状の経過等について少なくとも 1回は医師の診察を受けることとされているが、この診察を受ける間は医療機 関での療養を継続しているものと考える。この場合には労災診療の再診料は勿 論のこと再診時療養指導管理及び施術効果の判定に必要な検査を行ったとき は検査料は算定できるとされている。しかしながら、この診察の際に医師が投 薬とか注射とか消炎・鎮痛を目的とする理学療法(ホットパック、パラフィン 浴等)とかを行ったときは、それぞれの診療費を算定することができないのか。
- (回答) はり・きゅう単独の場合は、医師による適当な治療手段のないもの、すなわち原疾患について医師が治療を行った結果、一般医療を継続しても医学的にそれ以上の効果が期持できないと判断されるものについて、医師が診断書を交付するものであることから、診断書を交付した以降については医療機関において医師による治療等の医行為は行われないものと考えられる。また、はり・きゅう単独の場合の傷病労働者については、はり・きゅうの施術効果、症状の経過等について少なくとも月1回は医師に診察(問診、視診あるいは施術効果の判

定に必要な検査、以下同じ。)を受けるよう積極的に指導しているが、当該診察は、はり・きゅうの施術効果、症状の経過等についての診察であって、治療等の医行為が行われても当該治療等については原則として保険給付の対象とならないものである。ただし、診察の結果、原疾患が悪化したとして医学的に治療の必要性が認められた場合には、保険給付の対象となる。

なお、この場合においても、はり・きゅうの施術に係る取扱いについては原則 どおりである。

(照会6) 医療機関で行われるはり・きゅうの施術料金は、57.7.12付け事務連絡第43号により「算定基準」の3.の(1)の①又は②に準じ、1術の場合2,200円、2術の場合3,700円となっているが、電気・光線器具を使用した場合の加算はできないのか。

(現行1術の場合2, 940円、2術の場合4, 070円)

- (回答) 医療機関で行われる施術に対する料金は、57.7.12付け事務連絡第43号に示した料金について算定できるものである。したがって、質問のように、電気・光線器具を使用した場合であっても、その加算は認められない。
- (照会7) 施術録及び症状経過表の調整は、関係団体と協定を締結することにより義務づけているが、いわゆるアウトサイダーについては所定用紙を送付し協力を依頼しているだけである。アウトサイダーの施術師において所定の症状経過表を調整していない場合、9カ月経過時に提出させることは不可能なので、所定の症状経過表に替えて症状経過の詳細を記載した症状経過表を提出させることもやむを得ないと考えられるがどうか。
- (回答) 症状経過表は施術師が傷病労働者の症状の変化を把握し、適切妥当な施術を行うためにも必要なものである。また、はり・きゅうの施術効果等について医学的評価を得るための資料として必要なものである。更に、施術師が意見書を作成するためには、当然、これまでの症状経過表が必要であり、施術師の意見によっては3カ月延長が認められない場合も生ずることもあるので、これらの点について積極的に指導し協力を得ること。

17. 請求書等に係る押印等の見直しの留意点

基管発 0107 第 1 号 基補発 0107 第 1 号 基保発 0107 第 1 号 令和 3 年 1 月 7 日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災管理課長 補 償 課 長 労災保険業務課長

労災保険における請求書等に係る押印等の見直しの留意点について

厚生労働省労働基準局が所管する押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続については、令和2年12月25目付け基発1225第6号・職発1225第9号「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令等の施行等について」、令和2年12月25目付け基発1225第1号「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」及び令和2年12月25目付け基発1225第7号「労働基準行政システムに係る機械処理事務手引(労災)の一部改定について」等により通知されたところである。

ついては、下記の事項に留意の上、適正な事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、平成11年1月11目付け労働基準局労災管理課長、補償課長事務連絡等1号「労災保険における請求書等に係る押印の見直し及び事業主証明の見直しの留意点について」のうち、記1(1)、3(1)及び5については、削除する。

記

- 1 押印等の見直しについて
- (1)今般の見直しは、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を 踏まえ、 国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、国民や事業者等の押 印等を不要とするために必要な改正を行うこととしたものであることから、請求人 等の記名等があれば、受付することとして差し支えないこと。したがって、押印等 がないことのみをもって不備返戻を行わないこと。

なお、事業主、請求人等が請求書等を作成するにあたり、引き続き押印等を行っている場合については、押印等が不要になった旨の教示を行うこと。

- (2) 労災保険における請求書等については、全ての手続において押印等を求めないものであるが、記名等をすることについては、記載方法を問わず引き続き必要となるものであり、記名等がない請求書等については、電話照会によって補正することなく、不備返戻を行うこと。
- (3)押印欄のある改正前の様式も、当分の問、取り繕って使用することが可能であり、この様式による場合、押印欄の二重線等による訂正を求める必要は無いこと。
- (4)加除訂正印についても、押印欄を削除したものであり、押印を求めないこと。
- (5)電子申請における電子署名については、今般の見直しにかかわらず、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。
- (6) 請求人等の記名等について、全て同一の筆跡と思われる場合や全て情報通信機器 を使用した印字である場合等、記名等の信ぴょう性につき疑義が生じた場合につい ては、請求人等への電話照会等により確認を行うこと。
- 2 行政機関から国民等に対して発出する文書の押印について 今般の見直しは国民等から押印等を求める手続について見直しを行ったものであ り、都道府県労働局長印等の行政機関から国民等に対して発出する文書における押 印については、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。
- 3 受付印及び決裁印について 令和2年12月25日の改正後の様式のうち、受付印欄及び決裁印欄は、改正後にお いても、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。
- 4 改正前の押印等に係る不備について 令和2年12月25日の改正前に受け付けた請求書等のうち、押印等がないものの取 扱いについては、改正日以後においては、その他の記載事項に不備が無ければ、不 備返戻を行う必要はない。

5 その他

今般の様式改正にあわせて様式第8号においては、災害発生日と初診日が同日の場合に当日の所定労働時間内に通院したか否かを記載するよう、「③災害の原因及び発生状況」欄に記載事項の追加を行ったこと。

18. 施術料金等の取扱いについての一部改正

基 発 0118 第4 号 令和3年1月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る 施術料金等の取扱いについて」等の一部改正について

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて、健康保険における取扱いを踏まえ、下記のとおり改正し、令和3年2月1日 以降の施術分から適用することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の関係団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

- 1 昭和 57年 5月 11日付け基発第 326号-1(最終改正 令和元年 9月 27日付け基発 0927第 3号)関係
- (1) 記の3のただし書きを、以下のように改める。
 - ただし、第2回目以降の療養の費用請求書には、診断書又は指示書の添付を省略しても差し支えないものとするが、初療の日から6カ月(変形徒手矯正術については、診断書が交付されてから1カ月を超える場合とする。)を超える場合には、改めて診断書又は指示書の添付を必要とする。
- (2) 別紙 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準を 別紙のとおりに改定する。
- 2 昭和 57 年 5 月 31 日付け基発第 375 号 (最終改正 平成 14 年 7 月 29 日付け基発 第 0729005 号) 関係
- (1) 記の2の(2)の最後に、以下のとおり加える。 なお、変形徒手矯正術については、当該施術を必要とする旨の医師の診断書が交付 されてから1カ月を超える場合は、あらためて診断書を必要とする。
- (2) 記の3の(2)の最後に、以下のとおり加える。 なお、変形徒手矯正術については、

当該施術の必要性を判断できるものとすること。

- 3 昭和 57 年6月2日付け基発第 384 号 (最終改正 平成 14 年7月 29 日付け基発第 0729005 号) 関係
 - (1) 記の1の(2) の最後に、以下のとおり加える。 変形徒手矯正術については、当該施術の必要性を判断できるものとすること。
 - (2) 記の2の(1) ②の口の次に、以下とおり加える。 ハ 変形徒手矯正術について、当該施術を必要とする旨の医師の診断書の交付から1 カ月を超える場合に交付する診断書

労災保険指名施術所指名申請書

- 1. 施術所の名称
- 2. 施術所の所在地
- 3. 開設年月日
- 4. 開設者氏名

労災保険の指名施術所として指名を受けたいので関係書類 を添えて申請します。

なお、指名されたときは、「労災保険におけるはり・きゅう 及びマッサージ」の施術に係る保険給付の取扱いの諸条項に 基づいて施術を担当します。

令和 年 月 日

	所在地	
施術所の	名 称	
	開設者 の氏名	

労働局長殿

	砂り	指定薬局・指名機関登録(変更)報告書 및 ^{課 展 係 展 係}
Γ	帳	・
	Ξ	3 4 5 6 5
提出		④名称(カタカナ):法人の種類と名称の間は1字あけて配入してください。また、左結めで右端の枠まで続けて配入してください。
の際折り		()名称 (カタカナ): 法人の権頼と名称の間は1 字あけて記入してください。 また。 左詰めで右線の停まで続けて記入してください。 (ツッキ)
り曲げる	名	③名称(漢字): 法人の種類と名称の間は 1 字あけて記入してください。また、左詰めで右端の枠まで続けて記入してください。
場合に		GO-139 (GC-1) - LACO (BMC-1-190) (BLACK (LCO-8 LACO (BMC-1-190) (BLACO (BMC-1-190) (BLACK (LCO-8 LACO (BMC-1-190) (BLACO (BMC-1-190) (BLACK (LCO-8 LACO (BMC-1-190) (
は中央で		() (>J &)
提出の際折り曲げる場合には中央で切り離し		③薬局の代表者又は柔道整復師等の氏名(カタカナ): 姓と名の間は1字あけて記入してください。
ĭ E	称	③薬局の代表者又は柔道整復師等の氏名(カタカナ):姓と名の間は1字あけて記入してください。
- 1		⑨薬局の代表者又は柔道整復師等の氏名(漢字):姓と名の間は1字あけて記入してください。
答 に 2		● の郵便备号 `□ の範括番号: 左結めで記入してください。また、市外局番及び番号の間に() (ハイフン)を記入してください。
の所を谷に2つ折りにしてください。		
してく	郵便	少
ださい。	番	(∀∀‡)
	号 及	
	Ui	
- 1	所在	⑤所在地(漢字): 左詰めで右端の枠まで続けて記入してください。
	地	(a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d
- 1	指定·毕	②承認年月日 ホウ 9指定・指名期間末日 東ウ 9指定取消年月日 東ウ ※ 1 ※ ※
	指名	
		・ 集行 本 社 支 店 代理店 代理店 出張所 振込金融機関名 振込店舗名 出張所 ※
	ロ	砂預金便別
	座関	当窓…3
	係	Ø (7 7 4)
	1	
		© (774)
-	-	※
	括番号	府県「種別」 一 連 番 号 「CD」

■ (物品番号7253) 23.9

1枚目提出用 1/2

労災保険指名施術所指名通知書

1. 施術所の名称								
2. 施術所の所在地								
3. 指定の期間	年 月	日から	年	户	日まで			
上記の施術所を労災保険の指名施術所として指名しましたので通知します。								
ただし、当職より更新をしない旨の通知を行った場合、または、 貴殿から特段の意思表示があった場合を除き、指定期間満了の日 の翌日より更に2年間順次更新したものとします。								
平成 年 月	日	æ						
				労賃	動局長 <u></u> 印			
					3			
指名申請者	殿							
*								
		x	gr		y			

労働者災害補償保険

	吉州復保陝
対象患者	①はり・きゅう単独の場合 業務上又は通勤による負傷又は疾病(以下「原疾患」)で、医療機関で治療をうけた後、今後の治療効果が期待できないと医学的に判断された者で、当該原疾患の後遺症状としての疼痛、シビレ及び麻痺等の改善にはり・きゅうの施術が必要と医師(当該原疾患の主治医)が認め、様式第1号による診断書の交付を受けた者。 ②一般医療との併施の場合一般医療(主として理学療法をいう。)とはり・きゅうの施術を併せて行うことにより運動機能等の回復が期待できるとして、医師がはり・きゅうの施術を必要と認め様式第1号による診断書の交付を受けた者。
対象疾患	診断書に記載された疾患
診断書	様式1号
施術期間	①はり・きゅう単独の場合 初療日から9ヶ月以内を限度。 初療日から6ヶ月を経過したものは、改めて医師の診断書が必要。9ヶ月を経過した時点で、はり師・きゅう師に意見書、症状経過表の提出及び医師に診断・意見が求められ、施術が必要と認められたときは、更に3ヶ月継続が可能。 ②一般医療との併施の場合 初療日から6ヶ月を経過したものは、改めて医師の診断書が必要。9ヶ月を経過した時点で、はり師・きゅう師に意見書、症状経過表の提出及び医師に診断・意見が求められ、施術が必要と認められたときは、更に3ヶ月継続が可能。 12ヶ月を経過した時点及びそれ以降3ヶ月毎に医師に診断書が求められ、施術が必要と認められたときは、更に3ヶ月継続が可能。初療、12ヶ月経過及びそれ以降3ヶ月毎に医師の診断書を作成する際には、「施術効果の評価表」等による評価を行い、その結果を診断書に添付。
申請用紙	業務災害様式第7号 通勤災害様式第16号の5 帳表種別・34213
申請形式	委任払い
必要書類	初回診断書•申請書2回目以降申請書
注意事項	労災取り扱いには、施術者指定番号が必要

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準 (令和4年10月1日以降の施術)

				(
初		検	料 2,980円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初 検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額 に 1,870 円を加算する
往		療	枓 2,760円	注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、3,060円を算定する。 2 夜間往療については、所定金額の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
	はり・	1 術の場	合 1日1回限り 2,940円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する
	きゅう	2 術(はり・き う併用)の場合		一を加算する。
施		マッサージを行た場合	2, 940 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ (結合織マッサージ、内臓マッサージ (胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
術	マッサ	温罨法を併施し場合	150 円加算	
料	ージ	変形徒手矯正術行った場合	を 1 肢につき 450 円加算	注 マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術(※)を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※6大関節(肩、肘、手首、股関節、膝、足首)を対象とし、1肢(右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)毎に支給する。
	0.0	より又はきゅうと マッサージの併用	1日1回限り 4,070円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を 行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする 特殊マッサージ(結合織マッサージ、内臓マッサージ(胃、 腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
電	電気・光線器具による療法 1日1回限り 550円加算			注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあっては、超短波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。
休	業	笔 証 明	料 1件につき 2,000円	休業(補償)給付請求書における証明

様式第7号(4)(表面) 労働者災害補償保険 標 字 体 0 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1
接養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ネーノーハートーフ ヘーホーマーミーム メーモーヤーユーヨーラーリールーレーローワーン
 ※ 帳 票 種 別 ①管轄局署 ②業通別 ③ミャヤキ県日 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章
(注意) ③
□ 数元 ②労働者の性別 ②労働者の生年月日 □ ①負傷又は発病年月日 □ ※① 企 融 機 関 □ 店 舗
□ 記記 ②
で表示された で
たいので 働 また代ル 考氏名
アはル 者
記入枠という。 で
小事式 表 第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
文 条 c
光 名 (* では ロ
事業の名称 電話() - B. 20 事業の名称
ででて <u>年 月 日 事業場の所在地 </u> <u>〒 一</u> 直だれ
でした。
第
サンドラ あ・
なびよう 摩り 住所
Tour
穴をあのカカラ き ら ゆ
た ① ファ り ① 根
<u> </u>
②指定・指名番号 ②振奏に要した費用の額(内訳裏面のとおり。)
をありたり、必要リーに強く折り曲げたり、のりつけしたがしたり、のりつけしたりしないでください。 をあけたり、必要リーに強く折り曲げたり、のりつけしたがしたり、のりつけしたりしないでください。 をあけたり、必要リーに強く折り曲げたり、のりつけしたが、のりつけしたり、のりつけしたり、のりつけしたりしないでください。 をあけたり、必要リーに強く折り曲げたり、のりつけしたが、のりつけしたりしない。 年月日 住所 (カカ)
明当駅 行当に ②療養期間の初日 ③療養期間の末日 ④施術実日数 ⑤転帰事由
り、を記して ※ * * * * * * * * * * * * * * * * * *
た人。
年月日住所(カ
の配と りろやだけにさいた人い。 りしてないでくない。 ししてないでくない。 ししてないでくない。 ししてないでくない。 ししてないでくい。 ししてないでくい。 ししてないでくい。 ししてないでくい。 ししてないでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくい。 してないでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくいでくい
i -
労働基準監督署長 殿

NA SSA NC IN	(ホ) 負傷又は発	病の時刻	(~)	職名	
(二)所属事業場の 名称・所在地	午前時	分頃	災害発生の 事実を確認 した者の	氏名	
(ト)災害の原因及び発生状況 (あ)どのようた があって(お)と	は場所で(い)どのような作業を どのような災害が発生したか(カ	しているときに(い)⑦と初診日が昇	(う)どのような物又 異なる場合はその理E	は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態 由を詳細に記入すること。	
				177	

療養の内訳及び金額

(注 意)

		1	Đ.					别」		金	額
			初	検	年	月	В	加算料金	È	千	F
初	検料			年	月	日	時頃	時間外・休日	円		
			距	雕(片 ji	首)	回数	1回の料金	夜間加算料	è		
往	族科				km	P	円		円		
		施		術	名	回数	1回の料金		7		
		13			ŋ	[0]	P				
	はり・	ŧ		ф	3			/			
bii	きゅう	13	り・き	ゅう	併用						
		電気	電	気	針						
		電気療法	電気	温炎	器						
術		7	7	+ -	ij.				7		
	7	あ	. h	法	料			/			
料	ッサージ	変	形徒	手矯正	E 術		(肢)				
	2	光線	極超短	波(超知	豆波)						
		療法	低	周	波						
	はり又はきゅうとマッサー ジの併用										
				合			3				

一、共通の注意事項 一、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に 一、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に 一、以は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは 長初に発見した者)を記載すること。 (Ξ) (四) (五)(四) ○は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは (○及び))は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこ (○及び))は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは 最初に発見した者)を記載すること。 この請求書は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師から の意見書及び症状経過表、更に医師の診断書、意見書を添えること、初療の日から九か月を経過する場合は、はり師又はきゅう師た、初療の日から九か月を経過する場合は、はり師又はきゅう師はり・きゅうの施術を受けた者は、初療の日及び初療の日から六はり・きゅうの施術を受けた者は、初療の日及び初療の日から六はり・きゅうの施術を受けた者は、初療の日及び初療の日から六 第二回以後の請求が離職後である場合には事業主の証明は受ける いる場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載するには、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けて事項を選択する場合には、該当する事項を○で囲むこと。 マッサージの施術を受けた者は、初療の日及び初療の日から六か 施術を受けた場合に提出すること。 書に、医師の診断書を添えること。 月を経過した日並びに六か月を経過した日以降三か月ごとの請求

有	1		合のし表	その数						
無			3. 7		44.5					社
有の場合で いずれかの 事業で特別 加入してい る場合の特別加入状況		の別い特	労働	保険	事務和	目合文	(は特	的加入	団体の	名称
面の	だよ	奎	加入	年月	В			年	月	В
含ま				番	용		特			_

	派遣元事業主が証明す		載内容について事実と相違ないことを証明しま	
and talk the talk offer	年 月 日	事業の名称		電話() —
派遣先事業 主 証 明 欄		事業場の所在地		<u> </u>
		事業主の氏名		
		(法	人その他の団体であるときはその名称及び代	表者の氏名)
委				
	あん摩マッサージ指圧(The state of the s	代理人と定め、私が、請求する表記療養の費	用につき労災保険から給付
任	金額の受領を委任しまっ			
130	年月	i .	委任者の住所	
	2000			

	六		五		四
因とすることが明らかな疾病以外は、療養補償給付のみで請求されることとなること。	疾病に保る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要	事業労働者療養給付の請求はないものとして取り扱うこと。	⑤「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数	請求されなかったものとみなすこと。	四、複数事業労働者療養給付の請求は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って

				
社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電	話番号
労 務 柑	4 -		()	

様式第16号の5 (4) (表面)
 ※ 帳 票 種 別 ①管轄局署 ②業通別 ③素付年月日
(注意) (注意) (二二) (記記) (注意)
(注意) ③ 所 東 所 年 橋
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
配会に 全性は、空を と空欄を 全種を 住所
・ まかり
新規・変更 新規・変更 (原元金) (原元
** 学表され
年月日 事業場の所在地 〒
事業の名称 電話() - 申業場の所在地 〒 - 事業主の氏名 (法と) 1 事業主は裏面の(チ)、(リ)及び(ヌ)については、知り得なかった場合には説明する必要がないので、知り得なかった事項の符号を消してください。 2 施設労働者について、強業給付のみの除来がなされる場合にあっては、深遠先事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載り容が事実と指摘ない盲裏頭に記載してください。 5 か・
年 月 日 施術所の 名 称 電話() -
が 並き サ・
(ロ) 像病の部位及び傷病名
事業主の氏名 (住意) 1
曲 監察 と 音に ②療養期間の初日 ②療養期間の末日 ②施術実日数 ③転帰事由 り を載
へ を 取
た 大
No. No
労働基準監督署長 殿

() ()	(害時の通勤の種別 該当する記号を記入)	ハ. 就業の場所	就業の場所への移動 所から他の就業の場所へ	の移動		※の場所から住居への移動			
労	働者の	_ =. イに先行	する住居間の移動 (へ)	住所	水 , 口に	(後続する住居間の移動			
) 所名	「属事業場の ・称・所在地		現認者の	氏名		1.0	電話()	- ,	
-)災害	客の原因及び発生状況 (あ) て災害が	どのような場所を い発生したか(お)	(い) どのような方法で ⑦と初診日が異なる場合	・移動してい	る際に(う	う) どのような物で又はどの 記載すること	のような状況において(え) どのよ	うにし
		A		***************************************					
) 負時	は傷又は発病の年月日及び F刻	年 月	日 午前 時	分頃	(チ) 災害日状況	時の通勤の種別に関する移動の に住居又は就業の場所から災害	の通常の経路、方法及び所要 発生の場所に至った経路、	時間並びに災 方法、時間そ	客発生の他の
-	害発生の場所 業の場所								
) (USI 終点	害時の通勤の種別がいに該当する場合は移動の 似たる就業の場所		r						
) (987	業開始の予定年月日及び時刻 審時の通動の種別がイ、ハ又は二に該当する場 記載すること)	年 月	日 午 前 時	分頃					
住原	居を離れた年月日及び時刻 書時の通勤の種別がイ、ニ又はホに該当する場	年 月	日 午 前 時	分頃	36				
就3	総載すること) 業終了の年月日及び時刻 害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場	年月	日 左 前 時	分頃					
就多	総数すること) 業の場所を離れた年月日及び時刻	年月	口 左前 蛛						
記載	害時の通動の種別がロ又は小に該当する場合は ますること)		当する・該当しない	7791					
健康	第三者行為災害 康保険日雇特例被保険者手帳の記	5X :	ヨする・映画しない			V		92722	
転	及び番号 任の事実の有無(災害時の通勤の種別がニ	有・無	(ツ)転任直前の住居に係	る住所		(通	常の移動の所要時間	時間	分
XIX	対に該当する場合) 内訳及び金額								(注
	種		Sij	金	額	r ^e	はり・きゅうの施術を受けた者は、初寮の日から六か月を経過した日の		
検り	彩	月 日	加算料金	千		(六) (五) (图	四) (三)	(二)	坝 14
	年 月 日	時頃	時間外・休日	円		こ険(レ)す者括(ホ)〇で用る。	事え経はた請日はオ 質る過に、初書に をこれる。	に及マー	提出す
療	料	回数 1回の料金	夜間加算料金	円		○で囲むこと。 (本)は、労働者の直接所属 (本)は、労働者の直接所属する支店、下 者が直接所属する支店、下 者がこと。 (い)は、請求人が健康保険 (い)は、請求人が健康保険 (い)は、請求人が健康保険	に 医師の を 変並びに 医師の で で で で で で で で で で に で に に に の の の の に の の の に の の の に の の の に の に の の の に の に の に の の の に の に の に の に の に の の に 。 に の に の に の に 。 に の に に に に る に に に に に に に に に に に に に	・、月療サージ	りるこう
	km					場合 場合	では、 変し、 変し、 変し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	経日の施	とらう
		回数 1回の料金		$/ \vdash$		が健康が健康	の施術を受け の施術を受け にから九か月 にから九か月 にから九か月 はきゅう師の と師の診断書。	しら術	師か
はり	はり		/	1		原保 版所属本 に と に と に と に と に と に と に と に と に と に	会によ、変当する事質 合によ、変当する事質 を受けた者は、初療 の診断書及び意見書及び症 の診断書及び意見書をが の診断書及び意見書をが の診断書及び意見書をが の診断書及び意見書をが の診断書を認うる場	日か受ける	ら施
· *	è			<u> </u>		戦する必要が 戦する必要が 戦する必要が	を経った。 香及び 香及び 香及び 香及び 香及び 香及び 香及び 香及び	降を名	何を必
ゅう	はり・きゅう併用電電雷気針		/			まってる事業場が一 する事業場が一 での日雇特例被保 の日雇特例被保	次名にといった者は、初た者は、初た者は、初た者は、初た者は、初た者は、初き見書及び意見書及び意見書及び意見書を経過する。	月した初	かけた
	気 を へ シー	1 2				が例 を、場 羽な被 記労が 功	事 書びるとた初 を症場。日療	と日療の並の	州を受けた場合に
			/	-		い保載働一を	を 添状合まのの 三、	請び日	12
	マッサージ あん 法料			$/ \vdash$			(<u>_</u>) (<u>_</u>)z us	(=)	(-)
ッツ	あ ん 法 料 変形徒手矯正術	(肢)	/	1 1	1		事業 3、場所年	証び第	(一) ④は、記載する
サージ		/12/					事業主の証明は 事業主の証明は 事業主の証明は	証明は受ける対第二回以後のは	記
	光線療法 低 周 波						証な⑦事合	くける必	載す
r+ n	法は、内は			_	-		は受けている。	必要は請求	る必要がないこと。
14.9	合			- 1 2	-		りる必当該傷	がないの場合	がかか
- 24	き: (イ)はり・きゅうのみ	(ロ)はり・きゅう	レー般医療		-1		者が当該傷病に係る療養者が当該傷病に係る療養	る必ん	S.
		(-/,-/	C /ALLIA				ない。係る	。要べ	Ę,
有	有の場合のその数		就業先の有無 ごいずれかの事業で特別	(to 3.1	7 担合の柱	Dilto 1 4b in	と。(ソ) 療養(る必要がないこと。 ・ては記載する必要がなく、 の請求の場合には、(^)から、	
	(ただし表面の事業場を含まない)		(ただし表面の4	事業を含まな		700000000000000000000000000000000000000	(ツ) 費用	また事で、	る必要がないこと。
	社	方側保険事務組合	ない。アストリアは特別加入団体の名	杯			者が当該傷病に係る療養の費用を請求すびに(へ)から/ジまで、ソ)及び/ツは記載すこと。	事で、業	
5	労働保険番号 (特別加入)	加入年月日		年		月 日	李 求	業 主(ソ) の 及	
			:-						
	11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	*						7	
	派遣元事業主が証明する事 について事実と相違ないこ	項(表面の⑦並び)とを証明します。	こ(チ)(通常の通勤の経	路及び方法に	こ限る。)、	(リ)、(ヌ)、(ル)、((ヲ)、(カ)、(ヨ)及	び(ソ))の	>記載
		事業の名称				電話(
先事 明	「業主 欄 年 月 日	事業場の所在地				₹			
		事業主の氏名					1/2		
	8	(法人その	他の団体であるときはそ	の名称及び	代表者の日	氏名)			-
			委	任 状	÷				_
は、あ	のん摩マッサージ指圧師・はり師・ 生 B B	きゅう師	を代理人と定め	り、私が、請		に療養の費用につき労災保順 たま	倹から給付される金額の	受領を委任	しま
	年 月 日				委任者の	住所 氏名			
	2-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

診鍼様式第1号

	労働者	災害補償	保険	はり・き	ゅう診	断曹	\$				
氏	名				(男・女	女)	生年月日	明治 大平和 平成 令和	年	月	B
傷病	名及び	1.5					負傷又は発	病年月日	初診	年 月	B
傷制	所部 位						年	月 日	年	月	日
支給対象 区分	1	はり・き	ゅうのみ	② 一般医療	とはり・き	ゅう	,				
	(※支給	対象区分	欄の②に該	当する場合は、	施術効果の	評価表	を添付する	ること。)			
症											
状											
(主訴を含む)											
を含											
Ü											
治											ĺ
療上											
かく											
泛											
注意											
治療上の禁忌及び注意事項											
	(※支給	対象区分	欄の②に該当	当する場合のみ	記載するこ	۴°)					
接											
治療目的及び治療期間等											
及び当											
療期					19/1						
簡等											
	上記のと	おり診断	します。								
-		年月	В								
-	TT TU	+ д			所 在	地					
(*)				病院又は	名	称		-			-
			*	診療所の	診療担当者		-				-
					少冰温雪相。	40					-

注)支給対象については区分欄の該当するものを○で囲むこと。

施術効果の評価表

(表 1 頸部・上肢の評価)

(像病)	MU名) .				(評価日	<u> </u>	
区分	内	容		具	体	的	内	容	評	伍
日 日	1 1	食事						,		
常						,				
生					•••••		***********	•		
活	2 1	非泄								8 .
動				**************		***********	**********			
作				************		*********		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
"	3 3	更衣					-			
0				************	······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	······································		····•••
不能				•			************		***************************************	*******
1	4)	整 容								
困難					••••••••					• •••••
				•••••		**********		••••••••••		
2 容易	<u>6</u>	その他		*************						
易		C 47 IG		***************************************	*************		••			
		なし								
痛				期、時々	± 7.1		···			
/ PG										•
-				時常に痛る						
み				時常に強い				- vana v		
				的自発痛)						
① ② ③	持リートの会排更のない「「内事泄衣」	スプリーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を持つ等きなり以って、 クランス はん ない かい	を記入する 算をもって D評価法名) E・1 困難・	で 上 に に に に に に に に に に に に に	場合は、評価により、 はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	価に用いた 面を行い群 すること。 いて缺当す	9容(例えば食: 注基準(日本整 編結果を添付す るものに〇印を	形外科学会又 ること。	
以上の	の通り	評価し	します							
会	和	年	月	B			無	院・診療所		,
							医師	i		
					8					

施術効果の評価表

(表2 腰・下肢の評価)

(傷病	部位名)				(評価日		
区分	Þ	容		具	体	的	内	容	評	伍
В	① £	尼居動作						٠,		
常				••••••		,	•••••••••••			••••
生						······································				
活						••••••	••••••			••••
動	2 N	動動作					······································	***************************************		
作					***********	*******	************	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		****
11				·········	***************************************	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	***********	**********		••••
0			·····	**********			***********			
0不能	3 7	· 為動作	1							
1		חוניבשייו		••	••••					
1 困難				······	······································	••,•••••	••••••	••-		••••
					•••••••	••				
2 容易	-	- 44								
易	4) 4	の他		************		•••••		•		
		r	<u> </u>							
	N.	なし								
痛		軽度	《不定其	J. 時々知	有み) 					
		中等度	E (動作用	特常に痛み	ኑ)		والمستحدد المستحدد المستحدد المستحدد المستحدد المستحدد المستحد المستحدد المستحدد المستحدد المستحدد المستحدد الم			
み		強度	E(動作時	特常に強い	1痛み)				- Table 17 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	
		激度	E(持統的	的自発痛)						
(注) ①	持つ、 なお リハビ	スプーン: 、上記① リテーシ: 価」欄に!	を持つ等) 〜③の基準 ョン学会の は、0 不能	を記入する をもって記 評価法名) ・1 困難・	こと。 学価を行うな を ①個 に明 2 容易の判	場合は、評 記し、評値 定を行うご	偏に用いた 「を行い評値 こと。	容 (例えば食事 基準 (日本整元 新結果を添付する 5ものに〇印を付	5外科学会又は ること。	
	的内容		****	3 44 1, 14 4	48 7 I - 100	# IA =				
2	移動動	作	ゆっくり歩	さく、走る、	何子に駅 階段を昇る 特物を持ち	5(降りる)…		しゃがみこむ…	₹	
以上の	通り	評価し	ます							
令	和	年	月	B	w. Water		病	党・診療所		
							医師			

					加	色		術			録			(労災	を保	険用)	
	労	動	保	—— 険	番	号			受	氏	名				,	T	男·女
府県	所掌	管轄	基	幹	番	号	枝番	号	療	生年	月日	(明治・	大正・昭和)	年	月	日
									者	住	所						
		証書					病診	名	称						診断	年)	月日
振出局	種別	西曆年	1	*	4	号	院療 又が は所	砂力	在地 東担当 氏名						年	月	日
傷病							L	L		L,, ,			傷 又 は 第年月日		年	月	日
及び												初村	食年月日		年	月	日
傷病名及び傷病の部位												終	了年月日		年	月	日
部位												転	帰	ři	台ゆ・転	医	中止
	既 往 症 治療 部 位 主要症状 (主訴を含む) 施術の種類																

(物品書号 6254) 9.8

診鍼様式第5号(続紙)

		傷病労働者	氏名					
手 月日	施術の種	質 症	状	Ø		経	過	
1		主訴						
2								
3								
4		14.	ur.				2,4	
5	•••••	はり	きゅう		内 /	まり温灸	容短物	きゅう
7		は り マッサージ	き ゅ うマッサージ電気	マッサージ温!		·····	·····	
8		効	果		判	定	度	
9		すっかり					くなっ	た
10			良くなっ		少し	良〈	なっ	
11		········· 	変わらな		全〈	変わ		
12		少し悪	くなっ	た	かな	り悪	く な っ	た
13			悪くなっ					
14		効	果の	持	続	時	間	
15		3 時	間以	内				
16		3 時間	~ 6 時	間	6 時	間 ~	12 時	間
17		12 時間	~ 24 時	間	24 時	間 ~	48 時	間
18		48 時間	~ 72 時	間	72	時 間	以	上
19		睡	眠		状		態	
20		朝まで、	良く眠れ	た	寝付きが話	悪かったが、	後は良く	眠れた
21		寝付きは良かった	たが、朝早く目覚	めた	2 \$ 2 \$	目覚めた	が、すぐ町	えれた
22		一晩中殆ん	ど眠れなか。	った				
23			食				次	
24		普 通		進	稍々	·	すっか	が減退
25			筋				カ	
26		変化なし	稍々增強		鱼	稍々減退		かり減退
27		與	節	可		動	域	
28		変化な		4 3	- 善	か		文 善
29			脈	1 do 10 El	'#		博	h 3+**H
30			稍々昂進	かなり昂	進	稍々减退		り減退
31			腱 2018	反	**		射	m int in
£ 3	施術回数	変化なし	稍々昂進	かなり昂	進	稍々减退	מינת	り減退

(物品番号 6255) 9.8

状 経 症 過 表 傷病労働者氏名 年月日 年 月 H 1.よけいにひどくなった 初寮時に比べて 経 2.全然変わらない 治療で症状が変 3.いくらか良くなった 4.かなり良くなった 過 わりましたか 5. ほとんど気にならない 治療でどのくら 2.治療中 直 いしてから変化 3.30~60分後 4.2~3時間から半日後 がでましたか 後 5.翌日 1. 不変 効 治療の後に症状 2.非常に強くなった はどうなりまし 3.強くなった 果 4.軽くなった たか 5.非常に軽くなった 1. 不変 症状の変化はど 2.30~60分位 れくらい続きま 3.2~3時間から半日 効 4.1~2日位 果 したか 5.2日以上 1. 非常に悪い 今日の体の状態 体 2.悪い は全体的にどう 3.少し悪い 4.少し良い 調 ですか

注 施術を行った日又は次回の施術日に症状の経過を聴取し各項目の該当するところに 〇印をつけて下さい。

5.良い

(物品番号 6256) 9.8

診鍼様式第12号

番号				Ŧ				
昭和	年	月 ·	E		T):	¥0		
施術別	名			37 37		殿		
-3				•		労働基準監督:	署長	面

意見書の提出依頼について

下記の者にかかるはり・きゅう施術の保険給付の決定について必要がありますので、下記の事項について判断のうえ、その結果を同封の意見部によりご回答くださるよう依頼します。

なお、下記の者にかかるはり・きゅう施術の症状経過表(診鍼様式第6号)の写し一部を、意見書送付の際あわせてご送付くださるようお願いします。

記

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	保険番号 証む番号)	×	労 働 者 の 氏名、年齢			(歲)
事業均	湯の名称		労働者の住所				
傷又	病名は		. 労働者の職種		350	400	
	の部位		負傷 発病 年月日	昭和 ·	年	月	月
依頼事	2. 現	在の症状 在までの施術効果 後の症状改善の見込み(施術方針)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T.		± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	20
項			•	: * ·			
L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		担当者官職氏名		*****		

診鍼様式第13号

番号				ij	ÿ	
昭和	年	月	Ħ			
					i	¥
			·		ï	
		労働基準	監督署長	殿		

2001.78

施術師

意見書の提出について

今般、標記について依頼がありましたので、下記のとおり意見を申し述べます。

. 58

労働保証	444				-1	 1	# IT		T				tel h	***	ne l			
(年金証	平後号)		(4)					年月日		年	月	且	初療	きゅう旅	日	年	月	B
労 働 氏名、	者 の 年齢				(族)	負傷 及び	の部位 傷病名								•		
		•							*									
主																		
及									1									,
び																		
鱼				*														
症														-		×		
										5/452		3			1979-19			
																		w z
							٠.											
* 依																		
類											÷							
#																		
項						*											·	
ic							Ĭ											
かか																		
ъ ъ				1														
薏																		
見																		
											÷	¥						
																·		

(注) この意見書は、1部労助翡準監督署長へ提出してください。

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書

名	称							
所 在	地	(〒	_)	TEL ()	_	
はり師・きゅ	う師氏名			÷	*		* ×	
					でに基づく労災/ で、関係書類を2			
<u> 4</u>	手 月	且						
	住所_		age gr	œ				
申請者						12		
	氏名_	i i		法人の場合 職氏名及び		表者の	,	•
		労働	局長	殿	*			

労働者災害補償保険

労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書

026	raci ir	7 7/	317	П	府	県	所	塩	筐 作	き 韓		基	幹	番	号			枝	番	号
労	働	R 険	番	号																
傷		病		名		8	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				障	害の	部位			10.	•			
負	傷(発	病)	年月	月			年		月	月	治	ゆ年	月日			£	F	月	6.	日
障年	害(補償)給 月	寸支給 ?	决定 日			年		月	月	障	害	等級		第		級	<u> </u>	号	
希	望が	10 術	期	.間			. •	年	F	I I	i		年		月		日まで			
* •			〒 在	地	(〒		_)		TI	EL ()			_			
布量	望施術	8.	医術月	听名		g Vi					6.						***			
,,c.	e / Julia 181	<u> </u>	/1.1	· · · ·				年	J] [ヨから		年	*	月		日まで			
はり	髪(補償)・きゅ 間 及	う施術	「を受	けた	施術	新 新	3称]	Œ				所名	E地		sits 20	2.			
1	記により)、労	動福祉	事業と	としての	労災	はり	・きゅ	う旅	就特别	護措	置を受	けたい	ので申	請し	ます。	0			
		3	年	月	且															
			労	働局長	<u> 殿</u>				`											
					(〒) <u></u>),)											
		申請	************************************	住死		EL ()											
		-1-ин-	H */	er A		. C.C.			,										Œ	E.
	100 PP/12 - DE DOLD 110 - 101 PP / DE			氏名	<u> </u>														<i>y</i>	<u> </u>
	署	L	処		理		欄				局		処	理	1		欄			
保照	険 給 合 責	付 事任 者	項等氏名	至						本件承	認して	によろし	トルカン	承	認	年	月	日		簿記 者印
rts	負 傷	年	月	目.		年	Ē	月	E							r			70	4 H
申請者に係る事項	障害(結 決	補償) 定 年	給付	支日		年	ŝ.	月	日	局長	_				4	年 	月	日		
に係る	障	<u> </u>	等	級			級	ž	号	部	長			承	認	ļ	番	号		
事項	医療	機関	1 名	等						課	長									
<u> </u>		<u> </u>			2.2.				<u></u>		課長袖	能		No.						
署長意見											係	長								

労働者災害補償保険

労災はり・きゅう特別援護措置診断書

氏	名			(男	·女)	生生	F月	日	×		年		月		日
傷病名	名及び部 位			*					虚年月	日	初	診	年	月	日
1997 7 17 3	마 교						年	月	日		1	丰	月	•	日
(主訴を含む)	*		×												
注意事項						*		*)		
目的及び期間		¥				×				7,					

上記のとおり診断により指示します。

令和 年 月 日

所在地 病院又は 名 称 診療所の 主治医氏名 1

2

3

4

5

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書

	殿					
承認書番号	No.	**				
平成 年	月 日付け	ナをもって申	請のあった	労災はり	・きゅう	5施
術特別援護措置は	こついて、下部	このとおり承	認します。	«		
平成 年	月 日			16 16		
		jë		労賃	局長	印
	ě	后				
労働保険番号	府県	掌管轄	基幹	番号	枝種	番号
申請者氏名		生年月	大 日 昭 平	年	月	日生
傷 病 名		障害の音	B位			
施術所の名称		所 在	地			
施術期間	年	月	日から	年	月	日まで

7 はり・きゅうの施術を受けるときには、本承認書を施術所に提示すること。

6 施 術 回 数 原則として、1月につき5回を限度とする。

労働者災害補償保険 労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書

24	MGI	
学	曲	1
7.1	149/	/01

労働保険特別会計支出官

_					百万		Ŧ		円 円
	請	求	金	額	1	an Herricon Commonweal Common		-	

上記金額を労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費 年 月分

として請求します。 なお、当月分に係る施術受療者は次のとおりで、当該者に係る内訳書は別紙(枚)のとおりです。

氏名	承認番号	1ヶ月における施術回数	金額
1			

令和 年 月 日

(〒 地 所 TEL () -施術所名 代表職氏名

(注)請求書金額の冒頭には「¥」記号を記入してください。

振込先金融機関名	銀行金庫
陈顺	店
預貯金種 別	普通・当座・通知・別段
預 貯 金口座番号	

(受耳	文人住所氏	名)		

労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費 内 訳 書

受療		氏	名					9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				大野年	月	日
又源		住	所	×							承認番号	No.		
初検年	月日		年	月	日	施術期	間		年年	月月月		施術日数		日
		施	í	桁	の	Þ	A	容			備		考	
施		1	析	名		数		金	額					
初		ż	윷	料						円				
	H	:		b										
施	ŧ		ф	う										
術	H	· b	きゅう	う併用										
料	首	i.	電	気 針										
	1	H LA	電気	温灸器										
合						計				円				

(物品番号66917)

様式第5号

施術所変更申請書 労働局長 殿

申請者の住所及び氏名

令和 年 月 日付け承認番号No. により交付を受た「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書」中の施術所につき、下記の理由により、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 現在の施術所名 称 所在地
- 変更希望施術所名 称 所 在 地
- 3 変 更 理 由

厚生労働省 労災関係のホームページ掲載情報

労災保険給付の概要

労災保険給付の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

療養(補償)等給付の請求手続き

療養(補償)等給付の請求手続|厚生労働省 (mhlw.go.jp)

労災診療費算定マニュアル 令和4年4月

労災診療費の改定について(令和4年4月) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

労災保険あん摩マッサージ指庄、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

労災保険給付関係請求書ダウンロード

ダウンロード用 (OCR) 様式 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

ご注意

以下の用紙はホーページで公開されていませんので、お近くの労働基準監督署にご相談下さい

はり・きゅう診断書 診鍼様式第1号

施術効果の評価表 (表1 頸部・上肢の評価) 診鍼様式第1号添付

施術効果の評価表 (表 2 頸部・上肢の評価) 診鍼様式第1号添付

労働者災害補償保険 マッサージ診断書 診鍼様式第2号

はり・きゅう・マッサージ施術費用内訳書 診鍼様式第3号

領収書 診鍼様式第4号

施術録 診鍼様式第5号

施術録(続紙) 診鍼様式第5号(続紙)

症状経過表 診鍼様式第6号

労災保険指名施術所申請書 診鍼様式第7号

労災保険指名施術所指名通知書(これは申請不要)	診鍼様式第8号
委任状	診鍼様式第9号
意見書の提出依頼について	診鍼様式第12号
意見書の提出 について	診鍼様式第13号
指定薬局・指名機関登録(変更)報告書	診鍼様式第22号
労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書	様式第1号
労災はり・きゅう施術特別援護措置委託申請書	様式第2号
労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書	様式第3号
施術所変更申請書	様式第5号
労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費請求書	様式第6号(1)

以上

あとがき

労働者災害補償保険 はり・きゅう取扱い資料 改訂版 令和4年6月 について

入梅の候、全国師会長ならびに全国保険部長の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、あはき師の労働者災害保険に特別加入制度が新年度から対象に追加されるこのタイミングで、鍼灸施術が労働者災害保険の申請が可能であることを鍼灸師はもちろんのこと、国民に広く広報できないかと考えています。 労災申請を増やす目的が第一ではなく、

- ① 国家資格のはり師、きゅう師ってすごいね (無資格者との差別化)を前面に出し
- ② 鍼灸の受療率の向上に繋げる
- ③ 個人の鍼灸院では広告の制限があります。そこで日鍼会のお力で広報を代議員総会でお願い申し上げました。広報普及 IT 委員長 児山 俊浩先生から今後は国民向けに広くプレスリリースを行い、さらに Instagram、 Facebook 等の SNS を活用して鍼灸師のみならず外向けに広報することを考えております。とご回答頂きました。

労働者災害補償保険を詳しくご理解頂けるように、当師会で取扱い説明書を作成しました。この度、日本鍼灸師会のご配慮で日本鍼灸師会からではなく和歌山県鍼灸師会から全国保険部長メーリングリストをお借りして、発信させて頂きましたことお許しください。

昭和57年5月から資料の少ないところで最新の情報となるよう努めていますが、何分1 師会での作成により、文中の誤りや更新前の古い資料が更新されずに残っている場合があるかも知れません。全国の師会に於いて取扱いが異なる場合があるかも知れませんが、ご容赦賜り、お気づきの点はご教示賜りますようお願い申し上げます。少しでも皆様のお役にたてれば幸いでございます。

この労働者災害補償保険 はり・きゅう取扱い資料についての お問い合わせ担当者は 名誉会長 萩野 利赴

E-mail t-hagino@samba.ocn.ne.jp まで宜しくお願い申し上げます。

以上

一般社団法人 和歌山県鍼灸師会 会長 中野 正得 令和4年6月20日 発行 非売品 〒643-0033 和歌山県有田郡有田川町大字明王寺 338-8